

第六十五回議院衆大藏委員會

昭和四十六年三月二十四日(水曜日)

午前十時三十九分開議
出席委員

委員長 毛利 松平君
理事 上村千一郎君 理事 藤井 勝志君

說文

三

日本銀行法第13条第2項の規定に基く
国会の議決を求めるの件

所在地 東京都港区高輪二丁目七〇一番一〇
二 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	台帳価格
土地	宅地	一一、四三九・三〇平方メートル	一七一、八一六・二七一円

高松宮の殿邸を建設するための敷地として、大藏省所管の普通財産を総理府所管の皇室用財産に所管換する必要がある。これが、この議決案を提出する理由である。

和四十六年度において、その準備に着手することを予定いたしております。
これに伴いまして、本件土地を、大蔵省所管の普通財産から總理府(宮内省)所管の皇室用財産に所管がえするものであります。

○毛利委員長 まず、政府より提案理由の説明を求めます。中川大成委員。

中川大蔵政務次官
○中川政府委員 ただいま議題となりました国有

財産法第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求める件につきまして、提案の理由を御説

明申し上げます。

本件は、大蔵省所管の普通財産を總理府(宮内

所管の皇室用財産とすることにつきまして、
國有財產法第十二條第二項の規定に基づき、國会

の議決を求めるものでありまして、その概要は次
の三点ござります。

のとおりであります。

宮内庁におきましては、現在大蔵省所管の普通財産となつております東京都港区高輪に所在する

本件土地に、高松宮殿邸を建設することとし、昭

○毛利委員長 これより会議を開きます。

第一類第五號

これは設備能力でござりますけれども、全体の電力量は四千百六十七万キロワット、そのうち水力が一千二百八十二万キロワット、火力が二千八百八十五万キロワットということになつております。水力のウエートは三〇・七%といふことであります。

○北山説明員 四十四年度におきましては約八百四十四年下期の決算が出ておりますけれども、昨年一年間で九電力はどれぐらいの利益をあげておるのでですか。

○阿部(助)委員 そうしますと、これだけ利益をあげておつて、まだ渇水準備金なんというものがなければならないと通産省のほうではお考えになつておるのでですか。

のうち、大部分が配当及び法定の準備金としての利益準備金に積み立てられているわけでございます。したがいまして、その他の余裕金といふもののはほとんど売り上げの一%以下というふうな状況でございます。この渴水準備金の趣旨は、そもそも出水率の大小によりまして収益が変動することを防ぐために設けられているものでございまして、しかも水力のウエートがまだ三〇%あるというふうな現状から見まして、この渴水準備金制度が収益の安定化に寄与している面が非常に多いと、いうふうに考えております。

すが 引当金の残が渴水準備金、退職給与引当金等を含めまして二千百六十億ございます。

○北山説明員　渴水準備金はそのうち約三十五億

が退職給与引当金であります。これが約二千二十億ござります。

○阿部(助)委員 退職引当金というのは、私、この前この委員会で大蔵当局に質問をしたのでありますけれども、大企業はちょっとつぶれることは

ても間違いじゃない。しかも小さな炭鉱とか、そういうところがつぶれるときは、退職引き当てといふものはパーになつて、みななくなつてしまつておるのが実情でありまして、会社が倒産すると

る。大きなところはこれがずっと社内留保されながら会社が活用しておるということであつて、その存在自体に私は多くの疑問を持つてゐるのであります。いずれにせよ八百億から――配当がどうだこうだ言うけれども、それは利益があるから配当する。

るのであつて、しかもその中で八百億からの利益をあげながら、いま三十五億の渦水準備金がなければ会社が運営していけないというようなふうに、通産省は電力の関係でそんなふうにお考えになつておるのですか。これは、この渦水準備金といふ制度ができたときの経緯自体あなたも御存じだと思います。当時は何といつたつて水主火従といわれて、水力はほとんどその大半であつて、火力といふものはあつたには違ひないけれども、ほんとのぼろ火力、わずかばかりしかなかつた。したがつて渦水期と農水期では収入に非常に大きな差

る要求されるけれども、これはもう税の原則をくずしておる制度であつて、税調等でも、これが慢性化されないよう常に再検討しろ、こういわれてある。それを大企業の、これだけ大きな利益を

あげておる、もう日本の最大の企業だといわれて

おるのがそれぞれの電力会社です。ここでなおかつ減税の恩典を与えるなんということに通産省は血道を上げておるとすれば、これは全く国全体、

国民全体、大衆における税制、税制民主化といふものを無視した全く筋違ひな考え方じやないか、こう私は思うので、この三十五億が、これがなけ

題だとなつたはお考査になつてゐますか。
○北山説明員 四十四年度末で約三十五億の渕水
準備金の残高でござりますけれども、実はここ数
年渕水状態が続いております。したがいまして毎

四十四年度下期で申し上げますと、取りくずし額は三十八億でございます。そういうふうな状態で、現在の残高は、湯水状態が相当続きましたものですから非常に少なくなつております。現在までそれを取りくずすことによって収益が安定して

○阿部(助)委員 最近年々ずっと大きくなりくずしたと言ひますが、ひとつ五、六年間の数字を教えていただきたい。

○北山説明員 ただいまここ数年間というお話をされわれとしましては、この渴水準備金制度によりまして、確かにウエートは下がっておりますけれども、まだ絶対額が相当多いというふうにも考えられますので、ここ当分やはりこの準備金制度は存続していくべきだといふふうに考えております。す。

は湯水準備金が底をつきまして、取りくしまして不能額といふものも約十七億ございます。それから十四年度は、上期は十六億のこれは積み増しでござります。それから下期が、ただいま申しまして

ようが三十八億の取りくすし、そのほかに取りく

○阿部(助)委員 これがなければ発電ができない
なんというようなお考えであるならば——私は
すし不能額が三十五億程度ござります。

きょうう時間をお非常にせかれておりますのできょううは深く入りませんけれども、できれば一べん、電力会社の資産内容を全部検討しておりますので、

ども、こんな大きっぽな数字を見ても、八百億から利益をあげておる。特に東京電力、関西電力等の利益というものは、日本の大企業の中で最高のクラスにあるわけでしょう。そういう中でなおか

かつておる、しかも税制の原則をくずしておる、
こういう中でおかつ通産省の立場として要求
をされるのはあれでしようけれども、こんなもの
をいつまでも残しておかなければこの大企業が運
営できないなんという段階ではないと私は思うの

○北山説明員 先ほど申しましたように、渴水準
備金制度は、電気がとまるというよりもむしろ料
金の安定に資するという考え方で運用しておりま
すので、時期によりましては非常に豊水といふこ
とで内部留保されることもござりますけれども、
通産省といえどもお考えになつてもいいのじやな
いですか。どうなんです。どうしてもこれがなけ
れば電気がとまつてしまふのだといふくらい、昔
つくったときのように重大なウエートを持つてお
るのでですか。

たいといふうに考えております。
○阿部(助)委員 料金の安定とおっしゃるけれども、料金自体にも私は問題があると思うのですよ。一般の小口電力は幾ら

二十一

○北山説明員　ごく大きっぽに申しますと、電灯の消費量は約二〇%、産業用の電力は約八〇%といふことになります。

○阿部(助)委員　それで料金のほうは、一七%で一九%は大体どれくらいになつておりますか。

○北山説明員　これも非常に大きっぽな数字でござりますけれども、電灯収入が四〇%、産業電力収入が約六〇%という形になつております。

○阿部(助)委員　料金の安定といふことからいえば、零細な家庭の電力が高くて、そして消費量はわずかであるけれども、おむね半分近くを占めている。料金のあり方自体にも私は問題があると思うのです。そういう点を通産省は配慮をしない。しかも八百億も利益をあげておる、そういう中でなおかつ減税をしてくれなんということは、全く通産省は電力会社の代弁者だと国民から非難をされてもしかたがないじゃないですか。もつとどうついことばで言うならば、結局高級官僚は終わつたら一度のつとめて民間へ天下りするというようなことが非難されておる。そういうときだけに、これくらい大きな利益をあげておるならば、これくらいのことはもうやめにするのが私はほんとうだと思うのだけれども、あなたもここの公式の場でやめたほうがいいということは言いたいくらいのだろうけれども、もう少しこの辺を真剣に国民全体の立場も役所としてはお考えになつてかかるべきじやないかという感じがするわけあります。

そこで大蔵省当局にお伺いしますけれども、渴水準備金の問題について、これはずっと検討しておられたのか、まずそのことからお伺いしたいと思います。

○細見政府委員 検討はいたしておつたわけであります。通産当局におきまして、この制度は電力料金の平準化のために非常に有用な制度だからぜひ置いてほしいということで、毎年毎年の議題に上げたということではございませんが、検討は必要に応じていたしておつたわけでございます。

○阿部(助)委員 先ほど申し上げましたように、税調の答申でも特別措置は不公平である、また慢性化するおそれがあるから、絶えずその効果を検討しろ、こう答申をしておるわけであります。いまお聞きのとおり、料金そのものにも私たちに言わせれば問題があるけれども、これだけ大きな利益をあげておる中で渇水準備金をいまだに温存しておく。しかも情勢は、この制度をつくった当時は水主火従といわれた、いまや火主水従といいう時代に入ってきておる、そういう時代が変わつておるにかかわらず今日まで温存をさせたということは、私はいささか検討を怠つてきたのではないかという感じを持つわけであります。もうここあたりでこの制度の廃止の方向で検討をすべきだ、こう思うのですが、大蔵省のほうではいかがですか。これは政治問題だらうと思うので、政務次官からひとつお答えをいただきたいと思います。

○中川政府委員 この制度について御批判はありますかと存じますが、先ほど通産省からも答弁がありましたように、最近においてもなお取りくずしがかなり顕著でありますし、残つておる額も五億という、そう大きな額ではありません。しかし、この制度について今後また時代も変わつてしまりますし、先ほど御指摘のような御意見もありますから、関係方面と協議をいたしまして十分検討をしてまいりたい、このように存じます。

○阿部(助)委員 次官のいまのあげ足をとるようで悪いのでありますけれども、三十五億という金額は大きな金額ではないとおっしゃることは私ちょっとと不満があるのです。これは大きな不満を持たざるを得ない。庶民の生活にとつてみればたしかんな大きな金額であります。先般も私、農業

の問題も申し上げたけれども、この最低限の問題で、生活費に食い込むのじゃないか、こう思われる。庶民からはたいへんな税金を取つておる。しかも八百億も利益をあげておる。それになおかって、その八百億の利益といふのは、いろいろな準備会社とか引当金とか、それだけの特別措置を全部適用して、削つて削つて削つたものが八百億じやをあげておる。それで、しかも独立企業になおかつ時代おくれのこの制度を温存する。それが三十五億くらいだからといって、ちょっと聞き捨てがならないと思うのですが、もう一度はつきりと答弁を願いたいと思うのです。
○中川政府委員 三十五億はおろか一億でも大きな金であることはもちろんありますが、私が申しあげましたのは、電力会社全体の金の動きであることながら、先ほども答弁がありましたように、四十四年の下期においては三十八億の取りくりずをいたしております。あるいは四十三年上半期になりますと二十七億。ですから、ちょっとと渴水期になりますと三十億、四十億といふものが取りくずされる。取りくずし不能額もそのほかに十数億、三十億とあつたということから考えますと、三十五億程度ではまた来年あたり渴水期が来ますと一べんになくなつてしまふという意味で大きな額ではないと言つたところであります。庶民感情からいひて三十五億が大きい小さいといふ趣旨で言つたことでございませんので、御理解いただきたいと存じます。

て私は次へ移りたいと思うのですが、いかがですか。
○中川政府委員 先ほどもお答え申しましたように、今後関係各省と協議をいたしまして、たゞいま御指摘もござりますので、十分検討させていただきたいと思いますが、ただ八百億の利益といふものがあるからといたりことだけでこれを廃止すべきかどうか。私は、電力料金というものは公益性の強いものでありますから、利益があがるとすれば、税制の優遇措置を排除することも考えなければいけませんし、一方ではやはり電力料金の引き下げというのですか、改定というのですか、そちら辺に振り向けるべき性質のものではないか、そういうことも含めまして、ひとつ前向きで検討をしていただきたいと存じます。

○阿部(助)委員 電力料金の引き下げの問題は、別途またこれは通産省でおやりになることだろうと思うのであります。もちろん大蔵省が関与するかどうか、私は知りませんけれども、これは通産省の所管だと思うのです。私は大蔵省の立場においては、やはり税の公平といふものが一番大きなエートでお考えになる筋合いでないか。しかも事態は、渴水準備金をつくったときの状況と今日の状況とは違う。しかもこの九電力はそれぞれ大きな利益をあげておるという中で、この制度で保護しなければ動きがとれないといふものではなくなっているのではないか。これだけの利益をあげ——もし何ならば、時間さえ許してくださるならば私はやりますけれども、たとえば東京電力、これは土地を持つておる法人の中で最もよけい土地を持ち、資産を持つておるということになつてゐるにやしないですか。こういうものにおかつ税制面でカバーしてやらなければいかぬといふことはもうなくなつておるのではないか、私はこういふ指摘をしておるので、次官の答弁に要らないことをあまりつけ加えられるとかえつて混乱をするようですから、そこをすつきりとあれてもらつて、検討するなら検討する。こうおっしゃつてくだされば私は次へ移りたへと思うのですが、へか

がですか。

○中川政府委員 御趣旨を体して検討させていただきます。

○阿部(助)委員 では、通産省ようございります。

次に、商品取引準備金のことについて伺ひをしたいのですが、この制度は、四十年から四十五年までの準備金は幾らで、取りくずしは幾らかをひとつお答えを願いたいのです。

○細見政府委員 四十一年度が繰り入れ額が十二億八千四百万円、取りくずしが四千九百万円で、そのときの残高が十二億三千五百万円。四十一年が十三億一千二百万円を繰り入れまして、取りくずしが二億三千五百万円、残高がしたがいまして二十三億一千二百万円。それから四十三年が十七億五千万繰り入れまして、取りくずしが一億四千九百万、したがつて期末残高はさらに加わりまして三十九億一千三百万。四十一年度は繰り入れが三十億六千万円ございまして、取りくずしが二億四千四百万円、したがつて期末の残高は六十七億二千九百万、こういう姿になつております。

○阿部(助)委員 いまの数字をお伺いしたところを見ますと、四十四年ですか、これは少し取りくずしが多いですね。だけれども、この年は認められるとともに、もう少し実情に合う数字である可から許可制にかわるというときで、したがつて各会社もここであまり事故件数をよけいかえておつたのでは許可がおりないじやないかといふような観点もあって、おそらくこの年には取りくずしが相当あつたと思うのであります。それでもこの残高を取りくずしが見合つていないうことになりませんか。事故発生の総額で見ても二倍、四十四年ですか、異常を取りくずしのあつたといわれるときでも、それはなるかに大きな五倍の積み立てをしておるということになります。一万分の一の積み立て、一万分の三を限度とするといふこの皆さんの決定は、少し実情から遠いのではないか、あまりにも過保護であるのじやないかという感じを受けるわけですが、いかがですか。

○細見政府委員 そのような御指摘もあり、商品

取引所の形態からいたして、その事業のあり方といふ意見がございまして、この制度は、他の特別措置はおむね二年間の延長になつておるのであります。

○細見政府委員 ひとかたというようなものにつけておいても、免許制をひととお答えを願いたいのです。

○細見政府委員 ひとつお答えを願いたいのです。

○阿部(助)委員 そういたしますと、ほかは大体二年ですが、これだけは一年だけの延長ということで、これだけは大いに検討するといふ立場であります。それで、こう理解をするわけであります。それについても私は、この積み立てを百歩譲つて認めるとしても、もう少し実情に合う数字であるべきじやないかといふ感じがするわけであります。

○阿部(助)委員 まあこの商品取引といふのは、実態は私よく存じませんけれども、どうも庶民がだまされたとか、いろいろな問題を起こしてあるようであります。取引業者は大きな邸宅を建てておるけれども、実際ここで財産をつてしまつた、あるいは少くとも次善の策ではなくうかといふ。それがやはり強制的にそういう準備金を積ましたほうが少なくとも次善の策ではないことを御理解願いたいと思います。

○阿部(助)委員 いや、皆さんの御意図はそうであらうけれども、それならばむしろそういうときには企業自体が負担をするという制度にして、その取引業者が自肅自戒をするといふ、そしてエラーがあったときはその企業が負担をするという制度にウエートを置くべきであつて、取りくずしを見ても、実情に見合わない大きな金額をこなすことが、皆さんはそういう感じをお持ちにならないのをござりますか。ただ業者のほうから強い要請があるのでは、皆さんがやむなくしぶしぶこれは認められるのじやないかと私は推測をするのだけれども、どうもスペキニレーションにまで税制面で保護せんといふことは、私はちょっと了解をしがたいわけがありますが、いかがですか。

○細見政府委員 御指摘でござりますがむしろ逆

でございまして、商品取引所といふようなところには本来いわゆる庶民といわれるような人は近づかないで、取引所の発生の形態からいたせば、御承知のように、これらの商品を大量に使う、しかもそれを大量に使って製造工程等に入るような人たちは、その製造期間における価格の変動といふものに対処するため、いわゆるヘッジの役割りを果たすべきものが本来の商品取引所であったわけではありませんが、残念ながら日本の現況におきましては、多數のいわゆる大衆あるいは庶民といわれた人たちが参加してしまつておる。といたしますれば、そういう過程におきますいろいろなトラブルあるいは事故といふようなものが起きてしまつておつた。起きてしまつておつたのに対して、少なくとも強制的にこういう準備金を積ませて、少なくとも強制的にこういう準備金を積ませることがそうした庶民の保護になるということであつて、投機を助長するのではなくて、投機の行為されるような事態になつておつた、そのいわゆる庶民といわれる人たちを何らかの形で保護する。それはやはり強制的にそういう準備金を積んだほうが少なくとも次善の策ではなかろうかといふことでやつたわけで、決してこれによつて投機をおつたというようなことではないのを御理解願いたいと思ひます。

○細見政府委員 なかなか社会現象を適正に評価することはむずかしいのであります。と申しますのは、この土地税制ばかりしならば値上がりしたものが、この税制によって幾らかでも値上がりが押され得た、かよう考へてあります。と申しますのが、たびたび申し上げておりますように、かなり得た、かよう考へてあります。と申しますのが、たびたび申し上げておりますように、かなり供給がふえたといふことは事実でござりますので、そういう意味でこの税制も役に立つた。もちろんそれにあわせまして金融引き締めといふようないふべきものだと思つております。

○阿部(助)委員 それでは次に、土地税制のことでも、大体この土地税制を行なつて土地の値段は安定をしたんありますか。

され、実情に合つて、そつとして企業自体が自由をするようないふ方向で私はこれは検討をしていただきたいといふふうに考へるのですが、いかがですか。

○細見政府委員 御指摘の趣旨の方向で検討いたしましたときには、土地税制のことで私はこれは検討をしておつたときには、土地税制のことでちよつとお伺いをしたいのでありますけれども、大体この土地税制を行なつて土地の値段は安定をしたんありますか。

○細見政府委員 なかなか社会現象を適正に評価することはむずかしいのであります。と申しますのは、この土地税制ばかりしならば値上がりしたものが、この税制によって幾らかでも値上がりが押され得た、かよう考へてあります。と申しますのが、たびたび申し上げておりますように、かなり供給がふえたといふことは事実でござりますので、そういう意味でこの税制も役に立つた。もちろんそれにあわせまして金融引き締めといふようないふべきものだと思つております。

○阿部(助)委員 それでは次に、土地税制のことでも、大体この土地税制を行なつて土地の値段は安定をしたんありますか。

○細見政府委員 なかなか社会現象を適正に評価することはむずかしいのであります。と申しますのは、この土地税制ばかりしならば値上がりしたものが、この税制によって幾らかでも値上がりが押され得た、かよう考へてあります。と申しますのが、たびたび申し上げておりますように、かなり供給がふえたといふことは事実でござりますので、そういう意味でこの税制も役に立つた。もちろんそれにあわせまして金融引き締めといふようないふべきものだと思つております。

大事だと考えるにいたしましても、従来のように出輸出そのものをそれこそ直接に振興するような施策を行うないですと、これは日本のようになりますが、そういう国に向かって、日本は国としても直接の助長政策をとりながら輸出を伸ばしていくといふのはいかがなものであろうかといふことで、そういう直接の振興じゃなくて、全体として日本の企業が国際競争力を強化していくこという方向によつて、相手の国に与える感触もよくしながら日本の国際競争力を強くしていくこということで、二百二十二億を輸出振興の税制のうちで削減いたしまして、一方では相手の国の産業も開発し、あわせて日本の必要な資源を取得するというような意味で、海外投資でありますとかあるいは海外の鉱物資源の開発のための措置に切りかえて、相手の国も豊かになる、その過程で日本も輸出が伸びていくといふようにしたわけで、私どもいたしましては輸出振興税制の改正は今年度の改正の中のかなり大きな目玉であった、かようと思つております。

るならば輸出競争力よりもはるかに強いといふことになりはしないですか。

○細見政府委員 いろいろ御議論もあらうと思ひますが、そういう御批判もありまして、今回の改正をいたしますとおそらくこの特別償却の金額その他は半減する。それらの半減されたものは直接輸出を担当しておる企業だけではなくて、そのすべての関連企業として、下請その他の事業に当たつておる産業の償却率の引き上げといふようなことに使われる気になるわけでありますので、いまの御指摘のようなことはある程度おこなえしたというよりも言えようかと思ひます。

○阿部(助)委員 この輸出振興税制のこれは、皆さんのが税調にお出しになつた資料のようではあります、これを拝見しますと、技術の輸出関係が、資本金百億以上が六十八社、これで全体の五八・七%を占めておる。また、海外投資損失準備金の場合には、百億以上五十二社、積立金が百八十一億、全体の七五・五%をこの百億以上の会社が占めておるわけでありまして、こうやって見てまいりますと、ほんとうにこれを活用し得るものは日本の大企業だけだ。ほんとうに大企業だけに税制面でこれだけめんどく見えなければいかぬといふことならば、もう少し農業の最低限を引き上げることとか、あるいは労働者の最低限を引き上げるといふように、大藏当局は税の原則に立ち返つて、そして公平の原則に立ち返つて税法を直すといふかまえがあるのではないかのか、しさか疑問を持たざるを得ないのでありますと、その辺でことしは本当に直しましたと言うけれども、今度は別の面をしてふくらましておりまして、その辺もう少しこれらについて小手先の検討ではなしに本腰を入れた検討をする必要があるうか、こう思うのですが、もう一度局長から御答弁を願いたいと思うのであります。

ますとかいうような、かなり国民一般に広く利用されておる制度による減収額といふことになつておる、法人税のほうはいまの残りの三割程度、しかもその中は大体、いま阿部委員は非常に大企業のほうを御指摘になりましたが、私どものほうで計算してみますと、これはなかなか区分はむずかしいとは思ひますが、企業関係のものの特別措置にいたしましても大体半々ぐらいにはなつておる。たとえば、いま輸出関係のお話がありましたが、一般的に輸出関係の税制を切つた中におきまして、中小の商社でありますとかあるいは中小企業のいわゆる海外市場開拓準備金 中小企業にとって輸出振興、輸出に対する最大のインセンティブになつておる中小企業の海外市場開拓準備金の率は、一方は切つておつて一方は上げるというようなこまかい配慮もいたしておる点をお認め願いたいと思います。ただし、特別措置が既得権化し、あるいは大企業に片寄り過ぎる、このようを御批判、これは御批判として、私どもは常にそれらの批判にこたえる姿勢で検討を進めていかなければならぬ、かように思つております。
○阿部(助)委員 輸出関係は少し減らした、しかし今度は特別償却でおやりになるという話も伺つておるのであります。その辺はいかがですか。
○細見政府委員 御承知のように、技術は日進歩歩でございまして、機械の耐用年数というものを法定化しておること自身がなかなかむずかしい時代になつておるわけであります。それらの耐用年数を全面的に改定するということはなかなかむずかしい。そういうかなりの減収を予定しなければならないというようなことでありますので、それらの点を総合的に考え、しかも技術革新が非常に速いスピードで進んでおる部門につきまして、耐用年数の改定にまで至らないけれども、少なくとも何か特別のことを考えなければいけないといふような分野については、特別償却で当面対処していくこともあるいは一つの行き方ではないか、かように考へておるわけであります。

○細見政府委員 それでは、いろいろな技術革新の面で手直しをしたその分を特別償却でやるとしても、結局名前をかえて、保護をする点においてはちつとも変わらないことになってしまふのじやないか。しかも、これは政令ですか、省令ですか。何でおやりになるのですか。

○細見政府委員 それぞれの基本法に基づきまして、関係各省庁とも協議した上で、告示で機械その他他の指定をいたすことになろうと思ひます。

○阿部(助)委員 そりいたしますと、特別措置は何だから、こうやって批判をされながら国会で論議がされるけれども、これが告示だけでやられたのではなくてはだらけわからぬ。しかも行政官庁だけでこれがやられるとする、かえってこれは何かたちの悪いやり方——たいへんことはは悪いけれども、たちの悪いやり方で、国会はなるだけ自分で独自にこれをやってしまうというようなことは、私はますますこれは間違った方向に行くおそれがあるのではないか。それならば、この告示の準備をしておる段階をいまここで発表願つて——それでなければ特別措置を何ぼ論議をしてみましても、こっちのほうはだんだん減らしていく、別の、国会にかけない部面でふくらましていくということになるならば、私は国会の論議というのはほんとうにナンセンスになるのじやないか、こういう感じがするので、その告示の概要是きまつたんだろうから、それをここへやはりお出しを願うのが当然だらうと思うのでありますて、それはひとつ出していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○細見政府委員 この国会にお願いいたしておりますのは、そういう形で特別償却に幾らくらいの減収額を充てますということを予算で提案もいたし、また今回の税制改正においてもその大ワク、基本をおきめ願つておるわけで、その内容の技術的な問題であろうかと私どもは思つておりますが、どうせ世の中に公表して皆さんに見ていただ

くことありますので、それを隠すといふような気持ちがございませんし、必要な相談はする、それをお断りするという理由も毛頭ございませんが、現在のところこのワク内で実施するため準備をいたしてある程度で、具体的な案といふところまで至つております。本委員会で措置法を通していただいて初めて私どもも本格的に組めるわけで、法律が通らぬ前からいろいろなことをするのも不謹慎かと思いまして、具体的な検討は今後にいたしたい、かよう思つております。

○阿部(助)委員 それは告示をすれば国民に隠したのじやないからいいじやないかといふ考えは、私はやはり間違いだと思います。それならば国会といふところは、この前の小林さんじやないけれども、ほんとうにこれはナンセンスになつてしまふ。私はこういう、特に税といふものは法律できめいくべきものと考る。そうすれば、いまやるのは越権行為だからと言つけれども、こうしたいというその案くらいはこれに並行して審議の素材として提供するほうが、ほんとうに議会を尊重するやり方であると私は思つのです。国会が終わつてしまえば——小林さんじやないが、二ヶ月間とにかく、はしかみたいなもので、じつとがまんしておれば、あとは何をやつてもいいんだといふお考えなら、それはそれでわかりますけれども、私はそれでは国会を軽視だと思うのです。それをおさないので、法律はこうやりました、輸出関係はこう減らしました、こう言つておる。そうして特別措置のほうは国会が終わつて国議員のわからぬいううちにやつてしまふ。告示したからいいじやないかといふことは、あまりにも私は国会軽視だと思うので、ちょっとこの点は承諾をするわけにまいらぬのですが、これは政務次官いかがですか。

○中川政府委員 国会軽視を決してしてあるわけではありませんで、従来のやり方もこういう形式をとつておりますし、この金額の範囲内において

といふ法律の御審議を願つて御決定をいたさなければ、法律に従つて、機械等が自動的にとい

りますか、技術的に出てくるところでござりますので、早く出せるように努力はいたしたいと思つますが、その辺のところはしばらく御猶予のほどが、現在のところこのワク内で実施するため準備をいたしてある程度で、具体的な案といふところまで至つております。本委員会で措置法を通していただいて初めて私どもも本格的に組めるわけで、法律が通らぬ前からいろいろなことをするのも不謹慎かと思いまして、具体的な検討は今後にいたしたい、かよう思つております。

○阿部(助)委員 それは告示をすれば国民に隠し

するのも不謹慎かと思いまして、具体的な検討は

今後にいたしたい、かよう思つております。

○阿部(助)委員 私はそういうわけにはいかぬと

思つてます。この特別措置といふものをこう

やって時間をかけて論議をしておるのです。そ

うしてこつちのほうは手直しをしましたという。輪

出関係は手直しをするという前宣伝はずいぶんや

られてある。しかし、国民のほうはそうかと思つ

ておれば、告示だけで特別償却をして税金がかかる

ようになつていく。しかもそれが国民全体

ならば、大半ならば私はそれも百歩譲つて認める

のでありますけれども、先ほど申し上げておる

ように、これを活用しておるものはほとんど大半

が百億以上、せいぜいが五十億以上の大企業だ。

大企業がこの特別措置、こういうものを壟斷して

おるといつても過言ではない。そういうものを告

示だけでおやりになるのでは国会の審議といふの

は全くしり抜けになるといふことで私はこの質問

をしておるわけでありまして、皆さんにいま法律

の通る前にきめることは越権だと言うならば、こ

れと一緒に、こうしたいのだ、告示でこれこれは

こうしたいのだといふ案とともに示して、国会の

審議といふものがもう少し実のあるような努力を

すといふのは、私は話は通らないと思うのです。

○阿部(助)委員 それをもう一べん出してみてく

ださい。ちょっととそれを見せてください。

○細見政府委員 いまお手元へお渡ししたような

ことで、どういう業種、どういう機種といふよう

なことは全部この国会でおきめ願つておる、ある

いは行政的にそれはどういうふうに内訳をつくつ

てあるかといふのもすべて明らかにいたしておる

わけでございます。

○阿部(助)委員 こういう法律がかかるたとき

は、これは専門でなければなかなかわからぬだ

から、もう少し親切に検討の素材を出すといふこ

とぐらいのことはやつたほうがいいと思うんです

がね。

それで、もう一つ資源開発の関係であります

が、海外投資損失準備金なんていふのは、大体こ

れを適用しておる会社は何社あるのですか。

○細見政府委員 海外投資損失準備金は、むしろ

いままで特定の後進国でございましたので、一

番典型的なものはブラジルのウジミナスに投資さ

れた会社が活用しておられたのが一番顕著なもの

で、そのほかは東南アジアあるいはそのほかの国

での石油関係の投資に使われておったものがある

くことありますので、それを隠すといふような

気持ちはございませんし、必要な相談はする、そ

れをお断りするといふ理由も毛頭ございません

が、現在のところこのワク内で実施するため準備をいたしてある程度で、具体的な案といふところまで至つております。本委員会で措置法を通していただきて初めて私どもも本格的に組めるわけで、法律が通らぬ前からいろいろなことをするのも不謹慎かと思いまして、具体的な検討は今後にいたしたい、かよう思つております。

○阿部(助)委員 それは告示をすれば国民に隠し

するのも不謹慎かと思いまして、具体的な検討は

今後にいたしたい、かよう思つております。

○阿部(助)委員 私はそういうわけにはいかぬと

思つてます。この特別措置といふものをこう

やって時間をかけて論議をしておるのです。そ

うしてこつちのほうは手直しをしましたという。輪

出関係は手直しをするという前宣伝はずいぶんや

られてある。しかし、国民のほうはそうかと思つ

ておれば、告示だけで特別償却をして税金がかかる

ようになつていく。しかもそれが国民全体

ならば、大半ならば私はそれも百歩譲つて認める

のでありますけれども、先ほど来申し上げておる

ように、これを活用しておるものはほとんど大半

が百億以上、せいぜいが五十億以上の大企業だ。

大企業がこの特別措置、こういうものを壟斷して

おるといつても過言ではない。そういうものを告

示だけでおやりになるのでは国会の審議といふの

は全くしり抜けになるといふことで私はこの質問

をしておるわけでありまして、皆さんにいま法律

の通る前にきめることは越権だと言うならば、こ

れとと一緒に、こうしたいのだ、告示でこれこれは

こうしたいのだといふ案とともに示して、国会の

審議といふものがもう少し実のあるような努力を

すといふのは、私は話は通らないと思うのです。

○阿部(助)委員 それをもう一べん出してみてく

ださい。ちょっととそれを見せてください。

○細見政府委員 いまお手元へお渡ししたような

ことで、どういう業種、どういう機種といふよう

なことは全部この国会でおきめ願つておる、ある

いは行政的にそれはどういうふうに内訳をつくつ

てあるかといふのもすべて明らかにいたしておる

わけでございます。

○阿部(助)委員 こういう法律がかかるたとき

は、これは専門でなければなかなかわからぬだ

から、もう少し親切に検討の素材を出すといふこ

とぐらいのことはやつたほうがいいと思うんです

がね。

それで、もう一つ資源開発の関係であります

が、海外投資損失準備金なんていふのは、大体こ

れを適用しておる会社は何社あるのですか。

○細見政府委員 海外投資損失準備金は、むしろ

いままで特定の後進国でございましたので、一

番典型的なものはブラジルのウジミナスに投資さ

れた会社が活用しておられたのが一番顕著なもの

で、そのほかは東南アジアあるいはそのほかの国

での石油関係の投資に使われておったものがある

と思いますが、会社の数までは実は調べておりま

せん。

○阿部(助)委員 先ほど来皆さんのほうは、中小

企業のことをどうだこうだ言いますけれども、大

企業までのこういう特別措置はほとんど大企業

なんです。この損失準備金を活用しておる会社

は、私の調べたところ二百六十五社しかない。ま

た今までのこういう特別措置はほとんど大企業

なんです。この損失準備金を活用しておる会社

は、私の調べたところ二百六十五社しかない。ま

実績が出てくるのはずなんです。それをあえて皆がするんはおやりにならないで、見込みだけは出されるとけれども、実績も出さないで、そうしてこの特別措置は検討しましたなんていうことは、これは通らないのじやないか。もう一べんひとつ実績を出す努力を私はすべきだと思う。それは当然各会社は、自分の利益の中からどの特別措置でどれだけ取り、準備金でどれだけ取つて、そして利益はどうだという計算の上で所得申告をしてあるに違いないのですから、当然してあるのですから、そしたら、その項目を命ずるならば、明らかにこれは実績が上がつてくるはずなんです。これだけ長い間租税特別措置について批判を受け、いろいろな論議をするけれども、見込みは出てくるけれども実績が出ない。実績なしに見込みを出すなんどいうのは、まあ大感当局、神さまみたいなものかわからぬけれども、ちょっとわれわれには合点がいかないわけでありまして、これはこれからは努力のしかたを考えるならば、それくらいのことはできないはずがないのでありますて、その点は実績をつかむといふ努力は当然なさるのがほんとうだと思うのですが、それをおやりになる決意があるのかないのか、それをお伺いして私の質問を終わらしたいと思います。

○細見政府委員 私どもも実績を知りたいのはその政策を立案するにあたりまして当然のことですがいまして、その場合に、実績を知るために相手方にかけるめんどうと、私どものその実績を知つて使える効用といったようなものを比較勘案しなければならないとは思いますが、しかし、御指摘のように実績を把握するための努力といふのは、当然行政当局として続けていかなければならぬい、あるいはまた十分に努力しなければならない問題である、このように考えます。

○毛利委員長 春日一幸君

○春日委員 私の持ち時間三十分ですから、質問も簡単、答弁も簡単に頼みます。

いま阿部君の質疑応答の中で、気にかかるのとすけれども、とにかく国会の意思に基づいて行政

を行なり、もう当然の事柄だと思うのです。そこで、去年の四月十七日のこの法案が成立するときの附帯決議、これはごらんのとおりだと思うのですが、特にとの第一項目については、所得税負担の軽減合理化をせよ、これを決議し、その提案理由の説明の中で、この第一項目の趣旨とは何ぞやと、この内容がここに明記してあるわけであります。の中には部分的に取り上げられた部分もありますけれども、しかしながらサインントになつておるのが相当ございります。未成年労働者の控除の創設、それから独身者の負担の軽減、それから住宅控除及び教育費控除の創設、さらには個人事業所得についての勤労所得部分の控除、こういうものが第一項の趣旨だと書いてあります。その第二項ではこういうような負担の軽減合理化することのために努力せよと、こういうふうに院の意思は決定をして、政府にそのことを申し渡しておるわけでございます。いま阿部君の質問に答えて細見君は、国会の意思に基づいて行政を行なつていくと、こう答えられておるが、ならば、どういうわけでこういう問題がなお実現を見ないのであるか。この点についてお伺いをいたしたい。

他の所得の確定申告不要限度の引上げ等」とあります。それで、「努力すべきである。」こういうものとして私どもは受け取つておるわけであります。して、いま春日委員のおつしやつたような点につきましては、いろいろ論議はございましたが、それがこの国会の御意思としては必ずしも受け取つておらないといらわけでございます。

○春日委員 そのことだけにこだわつておりますから質問が前へ進みませんけれども、各党の合致した意見についてはおおむねこれを取り上げておると言われておりますけれども、高橋清一郎君が提案説明の中で第一項目の中身はこれだと言つておるのでございまして、なおその委員会においては、それらいろいろ列挙されております特別措置の問題については、これは反対だとかなんとかないことはないわけです。おおむね各党の意見合致したからこういうような附帯決議がなされておることにかんがみまして、やれるものならやるし、やれないものはやめておく、そうしてそのことによつて減収を大きくもたらすようなものはなるべくさわらないようにするというようなことは、国会論議が空転してしまう。いま阿部君が言つておるよう、野党の言うとることはそんなものは雑音みたいなものだといふ、まさに小林イズムそのものを細見君も踏襲するみたいことで、こういふことは私はよろしくないと思うのですよ。われわれが貴重な意見をさまざま国民世論を代表してここで論じ、せつかく苦労して附帯決議に取り上げられたような問題については、これにはやはり国権の最高の機関の意思として、行政政府はすなおにそれを受けて施策を講ずべきであると思う。しかしそのことを言っておつてもなんどござりますから、じゃあ一つ一つ具体的に項目をあげて今後の所見をただしたいと思ひます。

○春日委員 で、教育費控除の問題ですかね。やはり教育国家を建設しようという大理想、これを実現するためには国家的規模で子弟の教育を推進すべきである。当面教育費が非常に增高しておるから、部分的に年額五万円程度はこういう控除制度を設

けるべきである。こういうことを先国会以来強調してまいったところですが、これが今度取り上げられなかつた理由はどうか、将来どうするつもりが、御答弁願います。

○細見政府委員 教育費控除につきましては、教育の、何といひますか、普及をはかるためには、教育の機会均等という形でだれでもが教育を受けられるような教育施設の拡充をはかるのが本筋でございまして、教育費控除といふことになりますと、一定の所得限度以上の納税者の方だけについて教育費が控除される。そういう納税者でない方についての問題があるだけでなくて、私どもは教育費といふものはやはり扶養家族の扶養手当の増額などというような形で対処していくべき問題であつて、やはり所得税におきまして個々に控除ができる項目にもおのずから限度があつて、やはりそういう一般的な控除で対処していくのがいいだらうといふことで、御承知のようにここ数年の改正におけるましましては、基礎控除の引き上げ額の倍額を引き上げてきたといふやうないきさつもあるのは、その教育費控除にこたえたつもりであつたわけでござります。

○春日委員 そういうような均衡の関係がどうなるかは詳しいデータを見なければわかりませんけれども、しかしその政策大綱から判断しまして、教育国家を建設しよう、教育費がいま相当かさんでおるのだ、なかなかえらい、だから税金の面からこれについて合理化をしていくかといふような常識論は、実際、案外科学的基礎も踏まえておると思うのですよ。だから所得税を納める人が相当増加しておるのだといふことが単なる歯どめの役割りを果たして、実際的にはそれがどういふふうになつておるかという問題について一べん私どもはあらためて判断をし直すように、所得税を納めていない人がその子弟に対しでどういふ教育費を払つておるか、こういう問題をひとつ資料として出していただきたい。だとすればわれわれもその見地から判断をし直してみたいと思いま

次は未成年者控除の問題ですけれども、これまた昨年論じたところでござりますが、進学しないで就業しておる未成年者、これらの諸君が税金を納めておる。東大なんかは一年間でとにかく百何万の国の費用が教育費にかかるておる。アンバランスにならないか。そういうような学校へも行かないで勤労に携わり、かつ税金を納めておる諸君については、必ずしも学校そのものでなくとも、本を買って独習したりあるいは他の機関によって勉学をするというような方法もあるうし、そのためにはそれに対する費用もかかるう。そういうような費用を考慮する意味で、その未成年者に対しても特別の控除の制度を設けるということは非常に心あたまる施策ではないか。こういうことでこれまで数年来強調されておるところですが、先にこれを、昨年度の附帯決議にもかかわらずオミットしたのはどういうわけか。将来どういう考慮の上にのぼされておるか、これをお伺いします。

○細見政府委員 所得税といいたしましては、未成年者であるとかないとかいうことでなくて、基

本的には所得の大小で判断すべきだと思います。

これはやや書生論にわたりますのでそのようなこ

とを繰り返すつもりはございませんが、今後の方

向といたましても、やはりそういう未成年の人

たちまでが所得税を納めなくてよいような形

で、一般的に控除あるいは給与所得控除といった

ようなものの引き上げで対処していくのが筋では

なかろうか。一般的の未成年者——特殊の未成年者

には御承知のようにあるわけでござりますから、

そういう子弟を除きまして、一般的にそういう方

向で対処していくべきではなかろうかと考えております。

○春日委員 これはあくまで主観と独断によつ

て、何と言つても聞く耳持たぬということであれ

ば、石壁に向かつて演説をやつておるようなもの

で全く意味のないことなのでありますけれども、

そういうような悪平等の観念で何もかもやつてしまふといふことになれば、政治なんといふものは

あつてもなくともいいといふことになるのです

よ。実際問題として未成年者の諸君が学校にも行かない。学校に行く連中は国の費用を大きくむさぼつて、とにかくああいうフェーバーを受けておる。片つ方の連中は税金を納めておる。そのアンバランスを何らかの形で均衡をはかる。そういう未成年者の諸君が他の方法によって、学校に行かれる方法によってみずから教育を身につけていく、そのためには費用がかかるだろう。費用のかかる分を税金で見てやるといふことは好ましい、合理的だと思うのです。この点についても同じことを言つていて、細見さん、そうして中川君も、この点についてはあなたなんか賛成だと思います。だからせいたくな住宅についてといふのだ。だからそういう意味でもう少し心あたたかくして——それは細見さんは調査监察部長がたの経験があまり多いので、残酷無類なことについてはなれておられると思うのだけれども、しかし心のあつたかい、やさしい方向にもアプローチされるようほくはアドバイスしておきます。

次に通勤費控除はどうなつておりますか。給与

所得の計算上やはり通勤費は全額控除するようになつてはどうか。これは現在住宅事情がいろいろと複雑多岐にまたがつております。こういうような事情から実費は弁償する。本人がそれによつて得をするのじやないのだからといふ意味で全額控除すべきである。現在の通勤事情、住宅事情、あるいは産業構成上の実態に即してこういう希望が多いのですが、これはなぜやりませんか。

○細見政府委員 通勤費につきましては、おおむねの給与の形態が通勤費の実費を支給しておられ

る企業が多いというわけで、それに對応いたしま

して、人事院の勧告によりまして標準的な金額であります。

○細見政府委員 通勤費につきましては、おおむねの給与の形態が通勤費の実費を支給しておられ

る企業が多いというわけで、それに對応いたしま

して、人事院の勧告によりまして標準的な金額であります。

○春日委員 実害がないならば、問題は制度の問

題なんですよ。実際問題として実害がないならば制度に踏み切つたつてかまわないわけであつて、

通勤することによつて所得が発生するのですから、その所得を得るために必要なそういう実費は制度として控除されしかるべきだと思うので、御検討願いたい。

○春日委員 実害があるでしょ。

○細見政府委員 住宅の問題は基本的にいわば生

活の衣食住と申しますが、三大要素の一つでござ

いますので、これは当然基礎控除といふようなも

の配慮しなければならない分野にわたつてお

ります。いま春日先生のお話の家賃がかなり高いと

いうような要請も踏まえまして、今後も基礎控除

等の引き上げについては、物価などの情勢を見な

がら努力していかなければならぬといふのは、

この委員会におきましても大蔵大臣がしばしば言

明いたしておるところでござります。

○春日委員 家賃控除ですよ。

○細見政府委員 そういう意味で基礎控除の中

においてこの問題を處理していきたい、こういうわ

けでござります。

○春日委員 基礎控除の中にこれを包含するか、

家賃控除という項目を設けるかの問題であります。

○春日委員 実際問題としてこういう個性のある経費につ

いては、やはりそういうような独立項目を設ける

ことが好ましいと思うのですよ。これは他の税法

上のいろいろの均衡論等もありますけれども、説

明がつきやすいと思うので、ぜひともそういう点

については、基礎控除の中にこれを包含して処理

しているのだと、いうことはなしに、できるだけ

細分化してこれを明示されたほうが私は納得を得る

上においても客觀性を持つと思う。御検討願いたい。

○春日委員 次は事業主給与制度の確立の問題、これはもう

私どもが十年来主張してまいつた問題でございま

して、これにこたえると称して青色事業主特別經

費準備金制度が設けられたといふのでござります

が、これは必ずしもその理論にこたえた対応策

とは受け取りがたいと思うのでござります。われ

われが主張しておりますのは、まあ細見さんは

御理解願つておると思うのだが、所得の種類の中

では、日本の税体系はこれをわずか二つにしか分

類してはいけない。すなわち給与所得と資産所得

としか分けられない。その二つのものに対して税

の体系が組まれておる。ところが現実の所得の中

には資産所得と給与所得の合算所得といふものが

あるんだ。中小企業がそれに該当するであろう。

だから中小企業の所得といふものは、おやじが働

いた所得とそれからまた経営者自体が出資してお

りますする資産関係から発生する所得がある。だか

らおやじの働いたいわゆる勤労の対価として発生

したとおぼしき所得、これをどうとらえるか。こ

の間社会党の赤松君の質問に答えられてはおりま

すけれども、法人にも擬制説、實在説といふもの

があつて、經營者が本人に給与を払うことはおか

しいとかどうとかといふ疑義も、こういうような

擬制説を援用してまいれば説明がつかないことは

ないと思う。なおボーダーラインがどこまでか、

勤労の対価がどれ以上のものか、資産から発生し

た所得か、分別しがたいといふのですけれども、

これも所得の最高限度額を押えてまいりますれば

大体のパロメータは設定することができますと思

うのですよ。だから、今度の青色事業主特別經費

準備金制度といふものはなるほど經營者自体に対

する若干のフェーバーにはなるけれども、税の体

系の問題としてこれを正すとかあるいは矛盾を是

正するとかいう答えにはならないと思うのです。だからこれは引き続いて御検討を願うべきではないかと思うがいかがですか。将来の方向。

○細見政府委員 私どもの考えでは、事業主控除といふ概念は資産と個人の才覚と勤労というものによってでき上がっており、その所得であつて、そういうものが事業所得である。私どもは、それも一つの所得のかテゴリーとしてでき上がつておるのではないか、かように考えており、またそういうかテゴリーに組み立てるのが適当ではないかというふうに考えておりますが、しかし青色申告の問題あるいは個人の事業所得者の負担の軽減の問題、これらについては考得るいろいろな施策について彈力的に御意見を聞いてまいらなければならぬ、かように思つております。

○春日委員 この問題は昨年税制調査会長との間に応酬がありまして、あなたも聞いておつていただいたと思うのですが、税制調査会においても建設的に検討したいということでした。私は現在の所得の種類、カテゴリーを給与所得と資産所得の二つだけに分けておるのは実態に即しない。ここにこの理論の根源があるわけでございますから、ならば租税実態主義という至上命令からいきますれば、実態に即しないような税制のあり方は是正してしかるべきである。是正しなければならぬこと論をまとまるところです。これは十分ひとつ御配慮願つて——いろいろむずかしいことはわかります。答弁書を見ました。なるほどお互にむずかしいと思うが、しかしむずかしいからこそ研究してやらなければ国民の非難というものの、当事者たちの要請というものはいつまでたつてやみませんから、この点は十分御留意を願いたい。

それから次は、退職所得の特別控除額の引き上げという問題なのですけれども、これは五百万円に引き上げることをめどにして、勤続年数に応じて控除額を一年二十五万円程度、こういうふうに

よ。だからこれは引き続いて御検討を願うべきではないかと思うがいかがですか。将来の方向。

○細見政府委員 私どもの考えでは、事業主控除といふ概念は資産と個人の才覚と勤労というものによってでき上がっており、その所得であつて、そういうものが事業所得である。私どもは、それも一つの所得のかテゴリーとしてでき上がり、かように考えており、またそういうかテゴリーに組み立てるのが適当ではないかといふうに考えておりますが、しかし青色申告の問題あるいは個人の事業所得者の負担の軽減の問題、これらについては考得るいろいろな施策について弾力的に御意見を聞いてまいらなければならぬ、かのように思つております。

○春日委員 善処を求めます。

それから今度は法人税関係のほうについてでござりますが、いま二年間の特別时限立法として三六・七五%というのでござりますが、これはやはり大法人に対する税の負担が諸外国の例に比べて非常に安過ぎるのではないかと思うのでござります。こういうような立場から、この問題についてはやはりみやかに三八%の基本税率に復元すべきものである。日本の経済もだんだんと好転しておりますし、諸外国の税率も調べてみると四十六・七五%というのが多いようでございますから、三八%程度の基本税率に復元するということは、負担の均衡をはかる意味においても、担税力の強い者に重い税金を持つてもらうということはいじと思つ。同時に、それに並行して若干段階制を設けて、担税力の弱い中小法人に対する二段階あるいは三段階の軽減税率をかけていく、これが実態に即した課税のしかたではないかと思うが、これ

はどのように思つておられますか。

○春日委員 善処を求めます。

等のための最終所得であるという、このことにかんがみて、現在のこの制度といふものは必ずしやいましたが、事業所得といふ概念は資産と個人の才覚と勤労というものによってでき上がっており、その所得であつて、所得の性格に合致したものとは言いがたい。この点は将来改善、改革する意思はございませんか。

○細見政府委員 退職給与額の支給の状況、物価等の他の状況を見まして、所得税の負担の軽減がかかるると同様の意味において今後の制度についても軽減を考えていかなければならぬのじやないかと思ひます。

○春日委員 善処を求めます。

それから今度は法人税関係のほうについてでござりますが、いま二年間の特別时限立法として三六・七五%というのが多いようでございますから、三八%程度の基本税率に復元するということは、負担の均衡をはかる意味においても、担税力の強い者に重い税金を持つてもらうということはいじと思つ。同時に、それに並行して若干段階制を設けて、担税力の弱い中小法人に対する二段階あるいは三段階の軽減税率をかけていく、これが実態に即した課税のしかたではないかと思うが、これ

はどのように思つておられますか。

○春日委員 善処を求めます。

○細見政府委員 昨年この措置につきましては引き上げを行なつたわけございませんし、これらの適用になつておる法人は中小企業法人の中の非常に一部でござります。それらの点をあわせて負担の公平といふ面からは十分検討しなければならない問題であろうと思います。

○春日委員 善処を求めます。

企業にはかかつてないわけでござりますね。そういうふうなわけでござります。だから積立金の大半分は無税の内部留保になつておるというのが現状でございましょう。したがいまして、この引当金は金融機関の過大な利益蓄積の手段となつておつて、制度の本来の趣旨、すなわち貸し倒れをカバーするというその任務を背負うものではない。むしろ逃脱をしてある、あるいは過保護になつておる。だから、こういう理由で現行の積立金率の一・五%というものを、うんと大幅に引き下げる必要はないと思うが、実態に即して負担の均衡をはかる。大いなる担税力を持つものにこういいう状態になつておられます。中小企業者ははと話し合つたことがございましたけれども、今日こだつたが、いつそ六百万円までくらい引き上げたほうが現在の経済実勢に見合つ形にならぬかと話す所でございました。中小企業者ははとどうしても内部留保を充実したい、そうして自分の資本力を強めたい、こういう意味でこの問題を強く要請しておりますが、何とかこの六百万円までに引き上げるというような方向、これはひとつ大きい検討を要する問題だと思いますし、全国の中小企業法人、同族法人が特に切望してやまないところだが、いかがでござりますか。

○細見政府委員 法人税につきましては、法人税の御批判がござりますので、明年度の改正にあたりましては何らかの成案を得る方向で、御趣旨のようなことも体しまして検討いたしてまいりたいと思います。

○春日委員 時間が来てしまつたから、じやもう一つだけ。

酒の醸造業について、いまあいりょうな生産カカルテル、不況カカルテル、いろんな特別措置がとられておるわけなんでございますが、そのため相当の国の助成もなされておるのが現状でござります。しかし現実にはどんどん零細企業といふものは立ち行かなくなつてしまつてゐる。あるものは破産、倒産、あるものはかろうじて余命をつないでおるとはいひながらおけ売りに転落してしまつておる、こういう現状。これは局長御承知のところが銀行の場合、実際に回収不能になる貸し出し金は貸し出し総額の約一・一%ときわめて少くはない。これは担保設定その他の関係等があつてではないか。それはどういふうような方法があり得

るかということになると、今度のいまやつております構造改善事業といったところで、あのよう な構造改善事業をやりながらも中小酒造業者がどう ふれられていくのでござりますから、私は必 ずしもそれがきめ手にならぬと思う。わけても昭 和四十九年にはこういうようなものが全部廃止さ れて、ことごとくフリーになつてしまふから、な おさらビルのように酒の醸造業も寡占の方向へ 直進していくことが考えられる。

るためには、そのような税率に造石税の立場において何らかの格差をつけて、そうして政策的に競争ができるようにしてやる必要があるのではないか。そのことがなければビルと同じように酒もなつてしまふのではないかと思うのでございまいますが、この問題についていかがでございま

このこともあわせてもつて各党の御検討をお願いいたしたい。

得る現在の状況だと考えるわけであります。その耕作者がしかしながらねばつておるので、いかようにも問題は解決をしない。私が聞いております例では、その町があっせんをしてその土地を会社側に売らせる、ただしその土地と同じ条件の土地を会社側があっせんをしてその耕作者に与えるといふ

○細見政府委員 確かにドイツとかあるいは北欧諸国におきます酒の税金のかけ方については、御

午後二時五分開議
○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きよ
す。

にすれば、自分が耕作をしておつた土地をどうしてもそういうことで町のあっせんで企業に譲り渡

くは何も日本独自の、あるいはわれわれの独創的な着想でもなく、現にヨーロッパ諸地域で、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、西ドイツもやつておる、イギリスもやつておると思うのでございますね。そして五十人、百人というような規模のビール醸造業者もあそこで存立でき得るといふ実態がそれを立証している。日本ではビール会社の中小企業はない。それと同じように、私は、あと十年もすれば結局寡占によつて、小企業の醸造業者はことごとく併呑されるか、みずから併置するか、どちらかだと思う。いまにして中小醸造業者の存立をささえ、かつ今後の経営は、その製品に個性、特性を持たして、そうして大企業との間の競争条件を確保できる体制をつくつてや

を、これを何らかの措置をとつて解決しなければならないと思います。なるおそれのあるものは、予防措置、事前措置によつて、そのような寡占事態を発生させないように調整する必要があると思ふんでございますね。だから、そういう意味で酒の醸造業界からも自主的な要望があるでございましょうが、ともすれば、その要望といふものは、大企業の発言力といふものが非常に大きな影響力を持つことにかんがみまして、いづれにしても国としてもある程度の政策のリーダーシップを持つ必要があると思う。十分御検討願つて、こういふ問題についても前向きの御検討が願いたい。なお、藤井代表理事は、私のアイデアに対してもスアレンディッシュアイデアと申しておりましたから、

別でありますが、まあ私が承知をしておる案件は企業の例でありますけれども、企業がそこに進出してくる、その周辺の土地はおむね話し合によって買収ができるけれども、その予定をさえた地域内に耕作者でその土地を手放す意思のない耕作者がいる、こういう場合があると思います。その耕作地を手放したくない耕作者というのは、なお耕作を継続したい、農業を継続したいということで耕作地を手放す意思がない。こうなりますと、いまの当該進出企業にすれば、かなり広い面積の中のある一部が買収できないために実はそこに工場なりその他を建設することができない、こういう事態が起きておるようになります。このことは特例のことではなくて、一般的に十分起ら

ば、明らかにその耕作者はその会社に土地を売り払い、一応形式的には対価を得たことにして、その得た対価をもつて会社側が提供した土地を買ったのだが、こういう解釈が実は税法上はされておると思うのでありますけれども、現実の問題としては、耕作者側としてはきわめて常識的な感じとして、そういうことで税がかかるということは承知しているものでありますから、不当な課税が行なわれておるという感じを持っておるという案件があるわけであります。これは確かに税法としては、そういう新たに生じた所得を把握するという点に瑕疵をきたために、形式的にかなり広い範囲にわたって網がかぶせられて譲渡所得といふものが発生するのだ、こういう考えに立つておると思

いますけれども、実際にそういう実体経済上、譲渡所得が発生をしていないという場合に、なおかつ形式的処理で譲渡所得ありとみなして課税をしておるという問題は、これは私はやはり税法としての一つの盲点だとさうふうに考えるのですが、すけれども、政務次官、これについてはどのようにお考えか、ちょっとお答えをいただきたいのです。

○細見政府委員 税制の一番むずかしいところを
突つ込んだ御質問でございますので私からお答え
申し上げたいと思いますが、いまのような事例を
とりまして、税はすぐれてバランスをとらなければ
ばかりかねわけであります、同じような土地を同
じ状態でその工場主に売ったといたしますと、そ
の土地を売ってやはりそれぞれの人が生業を持た
なければならぬので、それによつてたとえば機
械を買つたりあるいは建物に投資したりする方
は、やはり税金のかかつた、縮減した形で再投資
ができるわけでござります。この場合におきまし
ても、たまたま農業の農地という形でござります
ので、いま堀委員の御指摘のような面がわりあい
強く出てまいりますが、同時に現金で売つた人も
同じくやはり税負担をして、再投資のときには税
負担は減つたというその方とのバランスをどう見
るかというあたり、なかなかむずかしいところで
あらうう思います。

○堀委員　いまの話は私は、税制の問題としては確かに耕作地の問題であろうとなからうと、單に土地であろうと、何でも同じだ、こういうことになると思います。ただ、いまの問題といふのは、この間から農地の問題、いよいよ解決がついたようありますが、やはり農地の問題というのには少し特殊性があると思うのです。その他の土地と違つて、特にこの間から案件になつておる土地は耕作されている土地とされてない土地の問題ですけれども、この話は耕作をしておる土地の問題なんですね。ですから、耕作をしておる農地を大体工場が買い取ること自体には、私は農地法上本来問題が少しあるのではないか、農地法の面に問題

があるのじやないかと思うのですが、それは当委員会の課題ではありませんから、そのところはどういう経過になつたか知らないけれども、要するに工場用地に転換される。転換されるといつては、しかしその耕作者は依然として耕作を続けたいということとて他の土地を要求しては、本人は交換されたと思っておるわけですね。ところが、実際は交換なんだけれども、形式は実はいま前段で私が申ししたように、課税の方法としては一回譲渡して、その後譲渡してきた対価によつてその他の土地を買つたのだ。こういう実は架空の認識をして、そういう、言うならば架空の認識の上における課税が起つてゐるところに、国民感情的にいつて非常にこれは実は問題が残つておると思うのです。確かにいまの所得税法ならば、それがそういう形でなくて、交換のあつせんだけということになれば済むわけだけれども、もしかりにここで交換のあつせんをしたとしても、今度はその先がまた問題になつてくるわけですね。だから農地に関しては、特に耕作しておる農地に関しては何らかの配慮があつて相当ではないかと思うのです。だから、このことは税法技術の問題としてはやや問題の処理がむずかしいのですが、やはり政治的な課題の問題ではないか、こういうところこそ政治的課題ではないかと思うのですが、政府次官、その点についていかがでしょうか。

て、今後農地の工場化あるいは都市化、住宅化、いろいろと土地政策上そういうことを促進しなければならぬという面も考へなければいけないということになりますれば、どうそ二つの矛盾する面をバランスをとつて合理的な方があるかについて、今後ひとつ研究課題として預けさせていただきたい。いま結論を出すのにはちょっと税法上からいって問題があるのじゃないか、またノートと言える性質のものでもないのじゃないかといふ意味で、しばらく検討をしていただきたいと思います。

○堀委員 実は御承知のように居住用の不動産については買いかえを認めるという時代もあつたわけですし、やはり政策上の問題としては、いまの問題というのは今後にまだまだそういう当該事案が発生する可能性というものはかなりあると思われます。どうしてもじそれが事実そういうことで課税がされておるということで非常に問題がクローズアップされますと、今度は逆にそれではがんばって売らないほうが多い、こういうことが起きてきて、いま政務次官のお話のよう、土地利用の効率化という点にマイナスになる面も十分出てくるおそれがある。私はこういうふうに考えますので、ひとついま政務次官の御答弁のよう、そういう現実の政策上の問題を踏まえ、またそういう耕作農民の立場、そういう素朴な感情といいますか、感覚といいますか、こういうものを十分配慮をされて、何らかの救済の措置がとられるようになつて検討されることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○毛利委員長 広瀬君。

○広瀬(秀)委員 租税特別措置の関係について、ほかの委員の触れられなかつた問題を補充的に質問をしたいのです。

まず最初に、農林業対策としていろいろ出ておるわけですが、その中で植林費の特別控除制度、これについてちょっとお聞きをいたしたいのですが、「一定の樹齢に達した山林を伐採または譲渡した場合に、通常の必要経費のほかに特別の控除

を認める」こうしたことになつておりまして、四十五年度分については山林一ヘクタール当たり二万円、こういうもの認めようというわけあります。が、山林の伐採及び、これは植林を容易にする観点から、「大蔵大臣の定める再植林費を特別に控除する制度」だとされておるわけなんですが、山林所得についてではすでにもう所得税法において非常に——植栽してから伐採するまで、そして所得が得られるまでかなり長期の年限がかかるということから、五分五乗方式、しかも分離といふような、きわめて優遇措置がとられておるわけなんです。しかもこの特別控除をいたしましても、それがほんとうに一体植林に充てられるかどうかということも必ずしもきつちり確認されない。しかし一定の樹齢に達した——針葉樹の場合には十五年以上だといふのですが、それでかなりの大きな所得を得ておつても、その中から必要経費以外に特別の控除をする。一ヘクタール十二万円の控除をしよう、こういうことはまさにこれは過保護に過ぎるのではないか。しかも植林を促進するという目的的なあります。が、必ずしもそれが植林をされたかどうかということが確認をされない場合が多いのではないか。こういうふうに思うのであります。が、その辺のところを主税当局の御見解をお聞きしたいと思うわけなんです。

て、ただ一方で森林所得につきまして控除される金額が三十万から四十万に引き上げられましたことに伴いまして、かなり負担は軽減されておると思いますが、一挙にこれを廃止するということにつきましては、激変緩和という配慮も要るうかということで、一年間だけ附則のほうにおきまして延長いたすことにしておりますが、制度としてはこれを廃止した、こういうわけであります。
○広瀬(秀)委員 そうしますと、これはもう附則に移して、ことし、昭和四十五年度だけといふことで、四十六年度はないということでございますかどうか。四十六年度の一年だけで、それから先は完全に打ち切る、こういうことでござります

○細見政府委員 御指摘のとおりでござ
○広瀬(秀)委員 林野庁は、森林計画特
度、こういうようなものがいま租税特別
で、特に森林施業計画に基づいての山林
るいは譲渡といふようなものに對して特
二〇%、一般経費のはかに認める、こう
を認めるこになつてゐるわけですが、
によつてどういう政策効果というものが
るのか。こういうものをやらなければ、
しく施業計画を立てて伐採、それに続く
うことがなされない今日の状況なのとかど
の点について現状をお伺いいたしておき
○小笠原説明員 お答え申し上げます。

昭和四十四年度、二カ年間合わせて面積で約百六十万ヘクタール、おおむね当初二カ年間で所期の目的に近い線を達成していく結果に相なつております。
○広瀬(秀)委員 該当者の数は……。
○小笠原説明員 数につきましては、まだ分析調査、そこまでいつておりませんで、現在面積について集計をいたしております。
○広瀬(秀)委員 どうもその辺のところがおかしいので、面積の集計ができるならばどれくらいの——森林施業計画を個人で立てるという人はそぞろ数は多くないと思うのですね。面積もかなり広大なものを持っていてる人たちだろうと思うのですが。(施業計画を立てて、)二三はここと飛来して、

ルでございまして、四十六年度以降こうじゅ零細所有者といいますか、こういう人たちの認定に力を入れていきたいといふ方針をとつておる次第でござります。

○広瀬秀委員 どうも私の質問に答えていないんで、そういうより面積を階層別に調べてあると言つたんだけれども、五百ヘクタール以上のものが何万ヘクタール該当しますというようなことでなくして、何人、個人がその所有する森林の全部について作成した森林施業計画ということですね、その個人の数はどれくらいなんだ。件数でもいいのです。件数ではダブルの面もあるかもしませんけれども、おおよそのつかみ方ができると思うのですが、それがわからぬといふのは非常に遺憾なんですね。これはやはり又人金員の二

月三十一日まで延ばすことにいたしたわけで、現行が四十六年末までになつておるわけでございますから、一年間だけ延長いたす。所得税でございまますから、年計画でございますからそういうふうにいたしておるというわけでございます。

○広瀬(秀)委員 それはそれで、こういつた過保護が、しかも必ずしも植林のインセンティブを与えるということに結びつかない。伐採したときに必要経費のほかに一ヘクタール当たりで十二万円の特別控除を認めるという、これは実に過保護であつたといふわけで、その点を反省されて、絶対延長することはやらないということでありますから、その点はけつこうであります。

それから森林計画特別控除、これはいま前段に説明があつたように、明確な「施業計画に基づいて山林の伐採または譲渡をした場合」こういうことになつておるわけであります。その際に「収入金額の二〇%相当額を、通常の必要経費のほかに特別に控除する。」この二〇%といふのは、説明によれば「伐採の平準化」ということなどいろいろあります。が、伐採のあとにわざわざ植えつけ植林、こういふものについてもやはりインセンティブをこの面で与えていくのだ。こういうことがねらいの法案でござりますか。

が、その際に、あわせましていまお話に出ました
森林計画特別控除制度、これによる恩典も付与いたしまして、計画的な伐採、それからそのあと引き続きまして計画的な植栽、こういうものを推進いたしているわけでございます。まだ始まりましてから三年目でございまして、現在それに基づきまして認定を受けまして計画的に伐採をやつております民有林面積はわが国の全体の民有林の一割程度でございますが、これを今後十カ年間に七八割程度まで伸ばしていきたいということで計画を進めています。

○広瀬(秀)委員 森林施業計画をちゃんとつくつて認定を受けて、こういう政策上の恩典を受けるというようなものが、四十五年度でも四十四年度でもけつこうですが、どのくらいあつたのか。どのくらいの山林所得者の数がこれに該当するような形で施業計画をちゃんとつくつておるのか。そしてどの程度それが認定されておるのか。この辺の数字をひとつ。

○小笠原説明員 十カ年計画の年次計画で、昭和四十三年度から十年間に民有林おおむね一千万ヘクタール、これを認定制に乗せてまいりたいということで、年平均いたしまして八十万から百万ヘクタールの認定を促進するという目標がございま

次年のには植栽、そつにつてどれだけ植えるん
だといふよなことで、順々に伐採、植栽、伐
採、植栽といふよなことで施業計画としては立
つわけですから、そういうものを立てる山林地主
さんといふのは数はそう多くはないと思うのです
が、面積の集計ができて数がわからぬといふのは
私はないだろうと思うのだが、全然わからないわ
けでありますか、それは。

○小笠原説明員 現在、先ほど申し上げました一
千万ヘクタールの目標に対し面積のカバーがど
うなるかということを主眼に推進をしているわけ
でございまして、面積についての集計をいたして
いるわけでございますが、いまお話し出来ましたよ
うに、保有階層別に若干の進度の違いがございま
す。たとえばこの計画の目標、三十ヘクタール未
満の階層、それから三十一ヘクタールから五百ヘク
タールの階層、五百ヘクタール以上の階層と三つ
に分けてそれぞれ目標を立てておりますが、現在
の実績約百六十万ヘクタールのうちの百万ヘク
タールは、五百ヘクタール以上の階層が認定を受け
た面積であります。それから三十一ヘクタールか
ら五百ヘクタール、これが約五十万ヘクタール、
それから三十三十ヘクタール未満の階層が認定を受け
ましたものが最近二ヵ年間ではまだ六万ヘクタール

○%相当額を通常経費のほかに特別経費として認めようというわけですね。この二〇%というのを一体どういう根拠なんでございましょうか。その点について數字的に御説明をいただきたい。合理性を持つた説明をいただきたい。

○細見政府委員 大体経費が三割くらいかかるおるというのが平均的な経費の率でござります。したがいまして、二〇%をさらに控除するということは、およそ収入の半分くらいを引きましようとうことでございます。

○廣瀬(秀)委員 そういうことだということで、特段の科学的、合理的な基準というものはこれはおそらくできないだろうと思うわけなんです。山林所得については、これは山のことですから、おそらく国税庁で、實際にどれだけ伐採をしたのかというようなことも非常に調査しにくいものなんですね。したがつてそこでは、これは前にもだいぶ問題になつたことがあるのですけれども、非常に所得額を隠蔽しやすい、こういうことが前から指摘をされてゐる。これは山間地に行きますと大きな山持ちさんがそういう中で、非常にそういう点が、地域の住民からもこれはおかしいといふことが指摘をされてきた問題なんです。おそらくこれはもう、山の中へ行つてどれだけ切られていく

かといふようなことは、税務署でもこれの調査は不可能に近いものだと思つてゐるのです。そういう点でいわゆる所得の過小申告といふようなことはずいぶんあるだろうと思う。その上にしかも、その過小申告をした者が五分五乗で分離して優遇され、その上にまたこういうことで伐採といふような大義名分、なるほど治山治水ということはきわめて大事なことだし、失われつつある緑を保護しなければならぬという、そういう大きな国土保全の目標といふものがあるけれども、それにあまりにも便乗し過ぎて、このよくな過保護ともいふべきインセンティブを与えない木を植えないという持ち主のマインド、ビービアといふものに対しても、やはりこれをここまでやらなければほんとうに植林をしないのだというようなことではまことに困るわけであつて、そういう点は林野庁における指導監督の体制といふようなもの十分考えていただかなければならないし、また主税当局にも、そういう非常に大きい国土保全の目標、日本の山をはげさせない、緑でおおわなければならぬという政策目的はあるけれども、これだけ税制でめんどくさ見なければならぬといふ理屈はない。しかもこの面では山間地における住民の非常に疑惑の種になつていてる面が非常に多い。そういう面では税の公平を非常に害してゐるといわれ、こうしたことが出るといふことは、政策目標はなるほどあるとしても、もつと違つた形においてその目標は達成されるべきであつて、税制でこれだけ過保護ともいふべき優遇をしなければならないといふ理屈には非常に乏しいのではないとか、こういうことを考へるわけでありまして、しかもこの問題については半分くらいといふことでいま二〇%にしたといふことであります、この二〇%がいいか悪いかといふような問題についても相当問題があるわけで、きわめて腰だめ的な数字でしかない。この問題は一部の大山林地主に対する過当な優遇である、こうじうように考えますので、十分真剣にひとつこの問題については検討をされて、税制として考え方直していくようになります。

したが、こういう意見を申し上げて、次の質問に入りたいと思います。
 技術等海外取引所得の特別控除制度、この中で工業所有権など著作権の譲渡だと、コンサルティング役務の提供など、いろいろ今回改善されている問題点があるわけですが、この工業所有権等につきましても、いわゆる対外支払い手段を対価として得るという、こういうことにだけ限られておるのはどういうわけでござりますか。
 ○細見政府委員 工業所有権その他の輸出というのが物の輸出と同様、いわば知識の輸出といふ非常に重要な、その輸出といふ面をとらえますときには、対外支払い手段によって得たといふことになるわけだと思います。
 ○広瀬(秀)委員 日本ではそういう知識の輸出といふが、そういう工業所有権といふようなものの輸出が非常に少ないということと、これを大いに促進させよう、こういう政策目的でございます。
 ○細見政府委員 そのとおりでございます。
 ○広瀬(秀)委員 それならば、対外支払い手段といえば、これは国内通貨である円で支払った場合には適用されない、こうしたことですね。

○細見政府委員 外貨の獲得といふことになつております。
 ○広瀬(秀)委員 そのほかに、租税特別措置法の第七条の三で特殊の外貨借入金の利子の税率の軽減といふあれがあるので、いわゆる「特殊の外貨借入金」といふのはどういふものでござります。
 ○細見政府委員 わが国の国際収支が必ずしも好調でなかつたころに、外貨準備を補強するといふような意味もありまして、金融機関がインターネットで金を借りるといふことがあつたわけであります。そういう特殊な外貨借入金でござります。
 ○細見政府委員 いま申し上げましたように、こちらの借りているほうは主として金融機関でございまして、相手の金融機関から借りる。つまり一般に外債を公募して借りてくる、そういうものではない、そういう意味で特殊なものといふわけですが。

○細見政府委員 今後どうするかは大臣からお答え願うといいたしまして、なぜこういう措置を置いたかといふことだけ概略御説明申し上げておきます。
 御承知のように、日本の源泉徴収税率は二〇%になつておるわけでありまして、租税条約が結ばれておる国との間には一〇%になつておる。実はこの特殊な外貨建で借入金の中にスイスからのものが一割くらい入つてゐるわけでございます。ス

イスにつきましては、いま参議院すでに御可決を願つたイスとの租税条約というのがございまして、これができれば一〇%になるわけですが、ここで一年間を、一〇%ということで借りてあるものを二〇%にいたしますと、相手方に対する信義の問題とか、あるいは条件が変わるとかいう話があるので、ここにもございますように一年間だけ延長を願つたというのは、その辺の条件の変更を避けるということであつたわけであります。

（一）税制改正案について
（二）税制改正案の問題点について
（三）税制改正案の実現可能性について

以上、税制改正案について、その概要と問題点を述べました。また、実現可能性についても、現状の税制改正案では、なかなか実現する見込みがないことがわかったと思います。

（この辺を秀）委員　されど明快な答弁がありまして、通産省入つたようありますから一問だけ質問したいのですが、採鉱準備金、新鉱床採鉱費の特別控除、こういう二つの制度があつて、これは非常に優遇で、税の公平といふ見地から見れば非常に過当な優遇が行なわれて、公平を害していると、いうことが言われるわけなんですね。海外の資源に対する開発、こういうようなものにこれから、資源の乏しい日本でありますから力を入れていく。

したがって、そういう海外資源開発投資に対するある程度のインセンティブを与えるということについて、私ども理解は十分するわけなんですが、ただこういうようにして、これほど税の面において、所得金額の五〇%も控除をするというようなことになつてしまひますと、これだけやつてあるのならば、開発輸入する鉱物資源等についてそれだけインセンティブを与え、メリットを与えてきたものに対して、価格の面で何なりとこれに対する規制の措置といふようなものに至るまで、やはり政府みずからがそういう開発輸入の金属に対しても価格面で介入をして、その税制はあるほど生き

た税制だったと言われるようなそういう方向を、これだけの優遇を与えるのだからとるべきだ、こういうふうに考えるのですが、そういう面、通産省のお考えはいかがですか。

○林説明員　局長が商工委員会に入つておりますので、かわりまして鉱政課長でございます。

水準一般にも響く、こういう事態になつてあります。卑近な例を申し上げますと、一昨年の秋から去年の春ころまでは、銅の値段が通常の値段の二倍ないし三倍になりました。そのために日本国内の経済が受けました影響は、いろいろ推察がござりますが、千億ないし二千億くらいといふようにわれております。それから去年の夏から秋にかけて、

すして原料炭の供給に問題が起きております。これも日本側の負担が千億にもなるとかといわれております。さらに去年の秋から現在なおくすべつております原油の値上げ、これがやはり二千億をこえるよう負担になりかねないと、いふうな情勢にあるわけでござります。したがいまして、いま先生から御指摘がございましたように、日本はあげて資源開発を大いに海外においてやらなければならぬのですが、同時に、御指摘のように、その開発の目的は原価で原油なり鉱石を取るという

ところにあるわけであります。従来は買鉱条件でさしつかえのないものを国際価格で買うという状態でございました。したがいまして、国際的に価格が動搖してまいりますと、それをそのまま日本国の経済としては受けざるを得ないというよう弱い立場で、それを脱却する方向は、探鉱し、調査し、開発するという段階にまで入らなければならぬ。そこで世界各国がとつておりますようなわゆる減耗控除制度をお引き続き延長していくたたいて、原仙で鉱山資源を取得し得るような体制を政府としてもとつていただきとつてになつたわけでござります。したがいまして、当然、そ

の減耗空除制を採用へとし、して資源開発促進

するという意図は、日本側が取得いたします原油なり原鉱石の値段をより安く入手するという意図でございます。そこでいま先生御指摘になりました

たような、それが直接安くなるようになに何か通産省は介入すべきではなかろうかといふ御示唆でござりますけれども、量が少ない段階で、しかもたいていこういうものは国際的な商品でございまして、相場といふものがござります。銅で申し上げますと、一ダース二千五百九十九円一千九百四十五円でござります。

ございます。それで世界一般が取引されてゐる、
そういう状況でござります。私どもいたしまし
ては個々の価格に介入するという形よりも、世界
全体の鉱山資源に関する需給がゆったり供給のよ
うな状態になることのほうが、資源輸入第一等国
の日本の立場としてスムーズに取得条件を改善す
る道かと考えてあります。そういうところに焦点
を置きました。この点で、今後、資源の供給が増
加するといふことは、必ずしも日本に好んである

○広瀬(秀)委員 時間もありませんからこの問題、深くやるつもりはないのですが、大臣、このいろいろな租税特別措置は、税の公平を害しながら特定の政策目標を期待するというようなことで措置をするわけであります。ところが一体どれだけ政策効果があつたのかということについては、その政策効果というのは、帰するところは国民の

生活条件にいい影響としてはね返ってくるのだ。こういうようなものがない限りは受け入れられないわけですね。そういう点でどれだけ政策効果があり有効性があつたのか、そうしてどれだけ国民生活にそのプラスが還元されるか、こういうような面をきちんと追跡していく、こういうようなことが何もない。もう優遇しつぶなし。それがどれだけほんとうに国民大衆のためにはね返ってくるかというようなことについては全く視点が抜けている。そういう面に租税特別措置をつけるからには、それだけの優遇を与えるからには、それだけのメリットが回り回ってでも国民

○毛利委員長 これより各案を一括して討論に入ります。
討論の通告がありますので、順次これを許します。
木村武千代君。○木村(武)委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました三つの法律案に対して賛成の意向を表明するものであります。
初めに、所得税法の改正案について申し上げま

○福田国務大臣　特別措置は特定の政策目標をもつて特例を設ける措置でありますので、その特例措置の政策効果がどうであるかということについては常にこれを追及しなければならぬと思いま

す、それでかいとそれからたりまえのようなことになつて、特例が特例でないといふような形で定着をしてしまつ、これは税法としてはなはだ要当を欠く、こういうふうに思うわけでございます。そこで広瀬さんがおつしやるのは、数字というよりな意味でありますれば、私はこれはなかなかむずかしい問題かと思ひます。数字で出るものもあるいはあるかもしらぬが、しかし数字ばかりでなく、その他のものもあつたとおもつておる

うに考えます。
○毛利委員長　これにて所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案に
対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 これより各案を一括して討論に入ります。
討論の通告がありますので、順次これを許します。
木村武千代君。す。
木村(武)委員 私は、自由民主党を代表して、
ただいま議題となりました三つの法律案に対して
賛成の意向を表明するものであります。
初めに、所得税法の改正案について申し上げま
す。
御承知のとおり、所得税につきましては、昭和
四十四年度及び四十五年度の税制改正において、
諸控除及び税率を通じた大幅な減税が行なわれ、

四十三年七月に税制調査会が提案した所得税の改定内容は、すべて完全に実施されました。その結果、わが国の所得税の課税最低限は、アメリカ、西ドイツを上回ることになり、また、累進税率を加味した実効負担率においても、中堅所得層以下のところでは、イギリス、西ドイツよりもかなり軽くなっているのです。

こうしたことから、当初、政府においては、四十六年度の所得税減税はそれほど大きな規模とする必要はないのではないかと考えておられたようありますが、最近における所得水準や物価水準の動向、これを反映した給与所得者を中心とする所得税納税者の著しい増加傾向、国民の蓄積水準の低さ等々を考慮すれば、なお中小所得者を中心として所得税負担の軽減をはかる必要があるとして、四十六年度においても引き続き相当規模の減税を行なうこととされたものであります。私はこの点に関し、政府の努力を大いに多とするものであります。

さて、政府案の内容ですが、給与所得者の課税最低限は、四十五年分に対し、各世帯ともおおむね一〇%程度の引き上げとなります。したがって、政府の経済見通しによる昭和四十六年度の消費者物価の上昇率をかなり上回つておらず、十分実質的な減税を行なっていると言ふことができます。

さらに、このような一般的減税のほか、配偶者控除が適用される所得限度の引き上げ、サラリー・マンが確定申告をしなくてもよい副収入の限度額の引き上げ、白色専従者控除の引き上げ、一時所得などについての特別控除額の引き上げ等、最近における所得水準や物価水準の推移に対応してきめのこまかい措置が広範囲にわたつてとられておりますが、これらは国民の多年の要望を実現したものであり、いずれも適切な措置であると確信いたしました。ただ、この際政府に要望しておきたいのは、今後とも課税最低限の引き上げにつとめるとともに、なお一そな納税道義の高揚と適正公平

なる税務執行に留意されたいということです。

次に、法人税法の改正案については、完成工事補償引当金制度を一般的な製品保証等引当金制度に改める等、課税所得計算の合理化を行なうほか、若干の規定の整備をはかることとしたのですが、これまた時宜を得た改正であると考えます。

終わりに、租税特別措置法の改正案について申し上げます。

今回の改正で特に目立つた点は、輸出振興税制の見直しを行なつたということです。すなはち、最近における社会経済情勢の推移に即応して、最近とくの批判があつた輸出税制にかなりの圧縮を加え、少なくとも昭和四十三年における拡充改正以前の姿に戻すことを目指として、これが整備合理化をはかつております。さらに、これに伴う増収額は、公害防止対策、基礎資源の安定化、最近といたしておられます。また、新たに青色事業主特別経費準備金の制度を設けることとし、交際費課税についてはさらに一段と課税の強化をはかることといたします。

これらは、当面する経済社会情勢の進展に即応して特別措置の弾力的な改廃を実施しようとするものであり、いざれも時宜に適した措置と考えます。しかも、こと数年来の方式に従い、特別措置

次に、課税最低限の問題ですが、現行夫婦子供二人で八十八万三百二十八円が九十六万三千七百二十七円となりましたが、この額も物価上昇と国民生活の高度化、多様化から考え合わせると、決して満足なものとはいえず、まだまだ勤労者の生

活費にまで食い込んで課税されております。

また、妻の内職収入については、社会党の年來の主張をいれ、その配偶者控除の適用限度額が引き上げられはしませんが、その額は過ぎます。せつかくパートタイムで働き、物価上昇で悩む家計の一助にと思っていても、かえつて税金が重くなつてしまふからやめようという人たちがふえています。せめて独身者並みの三十九万円、これは改正案ですが、すべきであります。

さらには、未成年者、独身者に対する課税が重いこと、給与所得者の必要経費の問題等、再三論議されたところがありますが、残念ながら今回の改正案には何ら考慮が払われておりません。

○毛利委員長 佐藤君。

○佐藤(親)委員 私は、日本社会党を代表して、所得税法、法人税法、租税特別措置法の一部を改定する法律案につき、反対の討論をいたします。

減税額というのは、政府が国民の税負担をどれだけ軽くするかをあらわすパロメーターの一つだと考えます。この観点からいしまして、本年度の所得税減税は、減税という名に値しないほどのわずかです。すなはち、自然増収が一兆四千九百六十億円にのぼつてゐるのに對し、その減税額は十五億円にのぼつてゐるのに對し、その減税額は千三百八十七億円、所得税減税分だけでも千六百六十六億円にすぎません。物価上昇の激しい今日、政府の当初見通し五・五%の物価上昇に押えられたとしても、七百四十億円がこの物価調整に食われてしまします。加えて、税金の一種である健保料、厚生年金保険料、失業保険料などの社会保険料の引き上げ等を合わせると、今度の減税は、単なる物価調整あるいは税法上の減税にとどまり、實際は自然増収を考えれば増税になつてゐるのです。

次に、法人税法についてあります。今回の改正の一つに、從来、建設業を営む法人が建設工事の完成後に起つた補修の費用を一定金額損金で算入できるといふ、完成工事補償引当金制度をさらに拡大して、造船業、テレビ、カメラ製造業などに新たに製品保証等引当金制度を創設しております。しかし、この制度には多大の疑問があります。従来、アフターサービスは企業の独自の支出といふより、すでに販売価格の中に含まれているのが普通であります。したがつて、新たにこの制度を設ける必要は認められず、過度の企業擁護としか考えられません。

また、法人税率については今回は何の改正もされませんでした。現在の三六・七五%という数字は昨年百分の百五上げられたもので、それ以前は不況を理由に、三十年の四〇%から三十三年に三八%、四十年に三七%、四十一年に三五%と三度引き下げられました。しかし、現在の経済情勢は不況を脱して、逆に景気行き過ぎ、総需要の抑制、物価騰貴、インフレを抑制しなければならぬ。加えて、社会資本の絶対的な立ちおくれを一日も早く脱却しなければならない状態にあります。また、日本の法人税率は外国に比べてまだ低い税率となつております。これらの観点から、法人税率はせめて、不況対策の名のもとに引き下げられる以前の四〇%に一挙に戻すことは無理だとして、三%程度は引き上げられるのが適当だと考えます。

租税特別措置法が税の公平を欠く法律であることは論をまちません。これに対して政府は、この点は認めながらも、特別な経済目的と称して今日まで毎年拡大を続け、その数、百四十項目、また、四十六年度の減收見込み額は国税、地方税合せて六千四百六十三億円になろうとしております。政府は、特別な経済目的といいながらも、それでは一体その経済目的のためにこの法律が具体的にどれぐらい効率的に働いたのかといふと、確固たる数字をあげての答弁ができておりません。

政府の諮問機関である税制調査会の四十五年十

二月の答申においても、その整理、合理化について次のように述べております。

「租税特別措置については、その政策目的の合理性や政策手段としての有効性の判定を厳格に行ない、既得権化や慢性化を排除するよう努力すべきことは、今までないところであるが、これらの措置が税制を通じて経済諸施策を遂行しようとするものであることからみて、経済社会情勢の進展に即応して、隨時、彈力的な改廃に努めるべきものと考えられる。

また、新たに税制上の誘導措置を講ずる場合においては、名目的な政策目標のもとにいたずらに措置の数をふやすことなく、真に緊急に必要とされるものについて重点的に措置することとし、かつ、新規の措置の創設及び既存の措置の拡充は、既存の措置の整理合理化に伴う増収額の範囲内にとどめるべきである。」

しかし今回の改正案は、明らかにこの方向と逆であり、既存の制度はできるだけ温存し、期限切れになつたものについては、それにかかるに直ちに新たな制度の創設をもつてするという、既得権の保護に偏していることや、経済の国際化など新たな段階に対応できるよう制度を組みかえ、海外進出を助ける税制に改められていること、また戦略産業を保護するために新制度を創設していることなど、あげていつたら枚挙にいとまがありません。すなわち、銀行の貸倒引当金、鉱業所得に対する特別措置など、不當に多い積み立てを認める制度を是正する件や、時代に合わない輸出振興税制を思い切って改廃すること、高額所得者を優遇し過ぎるという非難の多い利子・配当所得に対する特別措置や株式譲渡所得非課税の制度の廃止など、これららの問題は、昨年の当委員会で、佐藤首相、福田大蔵大臣ともその検討を約束したところでした。ところが、たとえば輸出振興税制一つをとっても、本改正案は部分的な圧縮にとどまり、税制面の援助体制を新たな段階に質的に振り向けるという改正を行なつており、その額は平年程度で三百二十二億円にのぼります。

このようにして、租税特別措置は全般的に改廃の方向に行くべきことはわかつております。委員会の附帯決議や税制調査会の答申に沿うことなく、別個にますます複雑に、そして税体系をいびつなものにし、国民の間に、大企業と高額所得者はばかりを保護しているという、納税をきらう気持ちをかもしだす原因をつくっております。

また、問題の交際費課税については、損金不導入割合を現行の六〇%から七〇%にしたとどまり、根幹である四百万円プラス資本金の千分の一五%の物価上昇率も、これを上回ることは明らかであります。したがって、かりに低く見積もつて三%引き下げられた昭和四十年以前の税率まで引くと、本年度の所得税減税額はわずか八百十億円という超ミニ減税であり、これがわれわれの反対の第一の理由であります。

第二に、中小所得者の負担の軽減についてであります。このたびの改正で、給与所得控除の定額分を三万円引き上げた点は一応評価できるものの、なお不十分であり、今後さらに引き上げるべきであります。また基礎控除、配偶者控除等もおおの一万円ずつ引き上げられたとどまり、所得が上回ってもさらに一ランク上の税率が適用されるために、中小所得者にとって、物価上昇も重なり、税負担が一そろ重くのしかかつてくることになり、したがって公平な税率の調整を前提に、二分二乗方式を採用する等、中小所得者の実質税負担の軽減をはかるべきであります。

第三に、個人企業の事業税につきましては、青色事業主特別経費準備金の創設、さらに個人事業税の事業主控除の引き上げがあつたものの、零細企業の保護育成という観點から見てもまだ不十分であります。そこで、青色申告をやめた場合には積立金よりも三百三百万円、この物価上昇率では、おそらく三十年後の三百三百万円では、三十年積み立てりましようし、青色申告をやめた場合には積立金は事業所得とみなされるなど、まだまだ大企業の優遇措置に比べれば月とスッポンと言えます。

以上が、われわれが税三法の改正案に反対するおもな理由であります。

○毛利委員長 松尾君。

○松尾(正)委員 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法、法人税法、租税特別措置法の一部をそれぞれ改正する法律案に対して反対の討論を行ないます。

正でも夫婦二人の四人世帯で百万元にも満たない。わが国の一人当たり国民所得が諸外国と比べても劣つてゐること、さらに最近の消費生活の高度化、衣食住を中心とした物価の高騰、納税者の給与所得の伸び率が前年度対比で見ると低下してゐる現状を見ても、過ぎるわけであります。公明党の主張する夫婦二人の四人世帯で百三十万円の課税最低限に引き上げるべきであります。次に法人税についてであります。

昭和四十六年度の税制改正に盛られた所得税の人のほうが大法人よりも法人税負担率が高い。さらに作年度の税改正で一・七五%の税率引き上げがあつたものの、戦後の著しい日本経済の高度成長による法人所得の伸び等を考えれば、当然法人税引き上げがあつてしかるべきであるにもかかわらず、何ら改められておりません。不況対策として三%引き下げられた昭和四十年以前の税率まで少くとも引き上げるべきであります。税負担の公平という観点からも、また大企業優遇税制といふよう、改正がはかられるべきであります。

次に租税特別措置法であります。

不公平の典型的であるこの租税特別措置については、従来から委員会等を通して一貫して縮小の方針によって整備合理化すべきであることを主張してきましたにもかかわらず、社会保険診療報酬、非鉄金属の減耗控除、金融機関の貸倒引当金等、ほとんど洗い直しをされずに、期間の延長、対象拡大等がはかられ、既得権化を一そろ強めておるのが現状です。

さらに、手直しされたという輸出振興税制については、輸出偏重政策による外貨準備の膨張、円切り上げの不安等を考えると、あまりにも中途半ばな改正に終わつております。

最後に、交際費についても、あれだけ世論の不評を買つたにもかかわらず、国民を納得させるものに改められてはおりません。したがつて、なお一そろ課税強化について検討をはかられるべきであります。

以上の理由によりまして、公明党はこれら三法案に反対するものであります。

○毛利委員長 竹本君。

○竹本委員 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となりました三法律案に対して反対の意向を表明するものであります。

まず、所得税法の改正案について申し上げます。

減税額は千六百六十六億円で、物価調整減税に相当する七百四十億円を差し引いてみると幾らでもありません。はなはだ不徹底であります。

政府は、四十六年度の減税規模を小幅にとどめた理由としては、四十三年に税調が答申をしたいたる長期答申の内容を、その後の二ヵ年間でほんと完全に実現し、いまや我が国の課税最低限は先進国と肩を並べるまでになつたという点を指摘されておりますけれども、わが国の一人当たりの国民所得や蓄積水準がなおこれらの諸国よりもかなり低いという現状、あるいは所得階層分布が著しく下寄りで、なお多くの中小所得者層にかなりの所得税負担を課しておるといったような実態を考えますと、表面的な数字だけで満足することは誤りであります。少なくとも、われわれの主張するように、サラリーマン世帯では夫婦子供二人の場合最低限百三十万円程度に引き上げるべきであります。

また、政府は、わが国の課税最低限は欧米先進国並みになつたと申しておりますけれども、それは所得税のみを考えた場合でありますて、住民税込みで見た場合は歐州先進国とのれよりも劣つておりますであります。すなわちアメリカを除き、これららの国にはわが國のような所得税の分身たる地方税の制度がありません。しかもアメリカの場合は国税の最低限より地方税のそれのほうが大きいのであります。したがいまして、今後は地方税を含めて先進国並みにすることを考えるべきであります。

次に、法人税の改正案について申し上げます。申し上げるまでもなく、銀行の貸倒引当金は貸し出し金が回収不能になつたときに備えて積み立てておくもので、現在は法人税法の規定により貸し出し金は、総貸し出し額の約〇・一%にすぎないのです。したがって、大蔵事務当局の中にもその積立率を半分程度に縮減すべきであるという考え方があるといふように聞いております

し、また佐藤總理も昨年の国会の答弁では、十分検討してみたいと述べてあるのです。ところが実際にふたをあけてみると、そうした面については何らの改善措置が講じられておりません。また、法人税の基本的な仕組みについては法人利潤税を肯定する方向において検討することが望ましいしながらも、ここ数年間その検討が中止したままになつておりまして、何らの進展を見ていませんことははなはだ遺憾であります。

次に、租税特別措置法の改正案について申し上げます。

四十六年度の同法の改正の特徴は、一口で言えば輸出税制を縮減した財源で公債対策や一般企業体質の強化等をはかつたということです。そしてそのこと自体については一応の評価を惜しむものではありません。しかし、殘念ながら他の幾つかの点で合理化が徹底いたしておりません。

たとえば、中小企業の体質強化のための努力も不十分であります。医師の社会診療報酬の特に手をつけおりません。

また交際費課税については、今回若干の手直しを加えることにいたしておりますが、交際費の支出額が一兆円をこすであろうといわれておる現状におきまして、この程度の改正ではなまぬるいといわざるを得ません。交際費の乱用の弊害は、單に社内の規律を乱すだけではなく、物価つり上げの原因ともなつてゐるので、英米の例にならい、もつときびしく規制をすべきであります。すなわち、交際費のうち一定限度額をこえる部分についてはその全額を課税の対象に取り込むべきではないでしょうか。

以上申し述べましたとおり、所得税の課税最低限はいまだ不十分であり、依然として大衆課税の域を脱しておらず、租税特別措置においても既得権益の排除に勇断がふるわれておりません。すなわち、佐藤内閣の内包する矛盾と境界がそのままこの三法改正に端的に反映しておるようではあります。したがいまして、この三つの法案に対しても

遺憾ながら反対せざるを得ないのあります。
なお、毎年毎年同じような租税制改正を繰り返しておるといふことはあまりにも定見がな過ぎませんし、またさわめて能率であると考えますので、改善措置を検討してもらいたい。また、減税にあたっては、物価調整減税は当然なすべきでありますし、これは別ワクで取り扱うようにしてもらいたい。国民の納税意識の高揚に資するためには、租税白書をつくること等について検討してもらいたい。
こうしたことにつきましては法案の審議過程でその趣旨を十分に申し述べましたので、政府においてもこれらの点を十分御検討の上、早急にその実現方につとめられますよう強く要請いたします。私の討論を終わります。

で、自然増収のわざか一・一%にすぎず、所得税の自然増収に対しても二三・九%にすぎないもので、昨年度減税額二千四百三十億円の七割にも満たないわずかなものでしかありません。生活様式の多様化や消費者物価の高騰する中で、これでは減税どころか増税になるといわなければなりません。これがわが党が反対する第一の理由であります。

第二に、政府は七一年度の物価上昇見通しを五・五%と押え、これらの相当額として七百四十億円を物価上昇分として差し引いても九百二十億円の減税であるとしております。基礎控除、配偶者控除、扶養控除の基本控除の引き上げはそれぞれ一円円ずつであり、その引き上げ率は六・二五%で、昨年の物価上昇率七・七%を下回っています。これは人的控除の水準が実質的には昨年以下に切り下げるとして示すものでございます。

第三に、課税最低限の引き上げについてであります。本来所得税は生活費に課税しないことを原則とすべきであります。基本的な人の控除を、生活費をはるかに下回る低い水準に押えていいるということは問題であると思います。独身の事業者所得者の課税最低限が一級地における生活保護基準をはるかに下回っています。この点については昨年指摘したにもかかわらず本年も改善されず、ことは一そりその開きを拡大しているのでござります。また夫婦子二人の給与所得者の課税最低限についても、栄養所要量を最低限満たす食料費、住宅費で課税最低限の七七%を占めていると見ても、いかに生活費を下回る課税最低限であるかは明らかであります。わが党は標準家庭四人家族で百四十万円に課税最低限を引き上げるべきだと考えます。勤労者の大幅減税を行なうことを主張いたすものでござります。

次に、法人税、租税特別措置についてでござりますが、完工工事補償引当金を製品保証引当金に改正し、その適用業種を拡大するものであります。租税特別措置とともに産業優先の措置ですが、税負担の公平を欠くものであるといふように

努めるべきである。

一 政府は、交際費の支出が社会に与える影響にかかりみ、課税の強化措置につきさらに検討するとともに、過当広告及び不当広告についての規制措置の一環として、これらの広告に対する税制上の課税措置を設けることについて検討すべきである。

○毛利委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりましたので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたし、今後とも税負担の適正化に努力いたしたいと存じます。

○毛利委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 引き続き、塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案を議題といたします

す。

本案につきましては、昨二十三日提案理由の説明を聴取いたしております。

これより質疑に入ります。

○広瀬(秀)委員 塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法案について、若干質問をいたしました。

日本の長い歴史と伝統を持つて発展してきました

といふ思います。

たいわゆる塩田製塩法からイオン交換膜製塩法への転換を促進するために、この塩田の製塩法を解消することによって、近代的な工業としての製塩企業をつくつて、塩の価格を国際水準にさや寄せを、輸入塩価格に大体近づけていくこう、こういう目的のもとに、このスクラップ・アンド・ビルトの中で整理をされていく塩田関係に携わった経営者並びに労働者に対して交付金を交付しよう、こういう目的でこの法律が制定されたわけ

であります。私どもこの法案の審議に入ります前にまず何つておかなければならぬことは、今

日の日本の塩の需給状況、国内の生産量、輸入量、そういうものが一体どういうぐあいになつておるか、このことをまず数字をもつてお示しをいただきたいと思うわけであります。

○園部説明員 日本における塩の需給につきましては、ソーダ工業用塩を含めまして約八百三十万トン程度の需給でござります。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

そのうち輸入塩が約七百二十万トン程度でございまして、そのほかの百万トン程度を国内の生産に仰いでいるという状況でございます。四十五年度の見込みでございます。

○園部説明員 日本における塩の需給につきましては、ソーダ工業用塩を含めまして約八百三十万

トン程度の需給でござります。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

そのうち輸入塩が約七百二十万トン程度でございまして、そのほかの百万トン程度を国内の生産に仰いでいるという状況でございます。四十五年度の見込みでございます。

○園部説明員 日本における塩の需給につきましては、ソーダ工業用塩を含めまして約八百三十万

トン程度の需給でござります。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕

そのうち輸入塩が約七百二十万トン程度でございまして、そのほかの百万トン程度を国内の生産に仰いでいるという状況でございます。四十五年度の見込みでございます。

○園部説明員 日本における塩の需給につきましては、ソーダ工業用塩を含めまして約八百三十万

トン程度の需給でござります。

ことになつておるわけですが、主としてこの国内の塩を生産をしておられる業者の数について見ますと、塩田製塩業者が現在十六ある。イオン製塩業者が二つである。塩田とイオンと併用する業者は五つでございますか、あるいはまた機械製塩業者、こういうものが三つある。こういうことで、大体二十六業者で百万トン程度の生産をしていると、こうことになつておるわけありますが、一体どうことになつておるわけがあります。これをイオン製塩に切りかえる。生産量が一体需要をカバーできるのかどうか。現在の家庭用塩、食品工業用塩の需要、消費、こういうものに混乱なしにやっていけるのかどうか、この辺の見通しをひとつはつきりお示しいただきたいと思うわけであります。

○園部説明員 四十五年度の段階でそういうこと

でございますけれども、四十六年度へ向かつては、イオンの設備が三十五万トン程度になり得る

年後半において引き続き、イオンで生産をまし、来年度へ向かつての需給につきましては、新たに塩として受け入れまして、需給には絶対支障のないよう措置する所存でございます。

○広瀬(秀)委員 専売公社にお伺いしますけれども、先ほど私は数字を申し上げました。塩田製塩業者が十六、イオン製塩業者二、塩田・イオン併用業者五、機械製塩業者三、こういうような数字を申し上げたのですが、現在国内製塩業者とい

うのが、一番新しい資料によりますと八企業で、三十万五千トンくらいの規模になつておるとい

うことがあります。いままでの塩田製塩業者が

三百五十一万三千トン程度になります。

○広瀬(秀)委員 イオン交換膜製塩導入企業とい

うのが、昭和四十六年十二月一日から昭和四十六年十二月三十一日までの間に塩

専売法第十二条第一項の許可を申請した「云々」

の第三条によりますと、「昭和四十五年十二月一日から昭和四十六年十二月三十一日までの間に塩

業者をする、業種転換をやるということがやはり一番大きい問題点であろうと思うわけですが、こ

の初めからそういう大規模なイオン製塩がスタートでできるよう配意してまいりたい、かよう

に考えております。

いま御指摘の四十六年度における需給につきま

しては、こういった変革期でございますので、四

十五年度におきまして、家庭用その他の食料用塩

について不安がないように、生産及び在庫を増加させますとともに、輸入塩もよけい輸入いたしま

して、現在三月末の段階で国内塩約二十五万トン、輸入塩約二十五万トン、両方で五十万トンの

在庫で四十六年度いけるよう手当てをしており

ます。塩田製塩業者がいつの時点でどういうふうにやめていくかということについては、まだいま

の段階でつまびらかでございませんので、こまかに需給、四半期ごとの計画といふのは立ちにくい

状況になつておりますか。

○**國部 説明員** 機械製塩がいま三社ござります。そのうち、四十七年度以降イオン交換膜を入れて近代化企業に参加しようとという業者も、そういう希望があるというような趣も聞いております。それ以外は廃止申請をするということになろうかと思ひます。塩田・イオン併用の業者につきましては、たいへん小さな業者で、近代化企業として申請しないものは、塩田もイオンも含めて廃止申請をすることもござりますし、塩田部分だけを廃止申請をするという業者もございまして、塩田部分は全部十二月までに廃止申請をするものという見込みでございます。

○**広瀬 秀 委員** そこでお伺いしたいのは、イオン交換膜製塩によつて――昭和四十六年度からとの新製塩法に変わつていくわけありますが、イオン交換膜製塩法に切りかえて、どの程度までの国内の製塩の生産量といふものを上げていく気持ちであるのか。ソーダ工業用といふのは別にして、大体家庭用、食品工業用あるいは一般工業用の需要にほぼ近いものを、いままで塩田・イオン混淆で、機械製塩などでやつてきたわけですが、どの辺まで国内の生産量を上げていくのか。これは近代工業化するわけでありますから、しかも、日本のようない面環海といふ国では、これは考え方によつては無限に――いわゆる労働力の問題だとか経費の問題だとかいうようなものも非常に近代化されて、しかも技術が高度化されていくわけですから、理論的には幾らでもこの生産量

○**廣瀬(秀) 委員** 先生御指摘のとおり、塩田業者はこの法案に示された期間内、したがいまして本年の十二月末までに全部廃業の手続を行なう見込みでござります。時期等についてはまだつまびらかではございません。

を上げることはできるはずなんですね。しかし、いろいろな条件というのもあるわけで、専売公社としてどの辺まで国内の生産量というものを上げるのだ、そういう見通しというものはどういうことになつておりますか。

○國部説明員 今日イオン交換膜製塩による塩業の近代化にあたりましては、どれくらいの量を考えるかということと同時に、国際競争力のある製塩にして塩産業の自立化をはかりたいといふことが当面の目標になつております。そういう点から考えますると、現在までも一応収納限度量制度で九十二万トン程度を国内の需給の最小限としてはかるよう考へておりますが、同時に、輸入塩を国内で再製あるいはまた加工して家庭用なりあるいは食品工業用なりに供給した場合の国際競争力のある価格は一体どれくらいかといふ両面から推察いたしまして、塩業審議会でも御審議をいたしましたが、今回の場合は単に七千円の価格が実現すればいいということにとどまるものではございません。七千円になつたら、とたんにその後の物価上昇で七千円が上がっていくというような体質のものではほんとうに近代化といふわけにはまいらぬかと思ひます。また同時に、イオン交換膜の技術そのものは、御承知のようにソーダ工業に関連のある企業が二三十年にわたつて開発してきたものでございまして、そういう開発を続けている膜メーカーのほうも、ほんとうに輸入塩に裸で対抗する塩ができるところを今後とも目ざして開発を続けてあるといふ状況でございますので、当面九十万トン程度ではございますけれども、その後、技術の進歩とコストの低減によりましてその供給する範囲も拡大していくものといふふうに思つております。

○広瀬(秀)委員 端的に伺いますが、いま九十万トンくらいのところを目ざしているのだといふ、これでは何かどうも——イオン交換膜製塩技術と

いうものが今日相当なレベルに達しておる、そういうことで国際価格にさや寄せしていくこう、競争力のある製塩業にしていこうということで、百八十九億の大金を投じて塩業整備をやろうといわうですね。それにもかかわらず、四十四年度ですら国内塩だけでも百四万七千トン、輸入塩で三十九万六千トンというようにして、国内塩は家庭用、食品工業用、一般工業用、こういうようなものの需要から見ましても、その八割程度くらいしか自給しないわけですね。こういうようなものについて、将来はソーダ工業用の塩、輸入に全面的に仰いでいるそういう分まで、イオン交換膜の生産性の高いそういう新しい製塩法を取り入れるのだと、大胆にしかも積極的に取り入れるのだといふことで初めて百八十九億の塩業整備費といふものも生きてくるわけです。ところがやはりそういうスケールの大きい見通しを持つてゐるのはなくて、まあイオン交換膜で九十万トン程度つくるというのでは、何か塩業整備の長期ビジョンというようなものが何となくきわめて消極的なものではないのかという感じがするわけですが、総裁、いかがでござりますか。

○広瀬(秀)委員 私もそう思うのですよ。先ほども申し上げたように、四面海に囲まれてゐる、特に海洋資源開発の一環でもあるだらうと思うのです。貴重な外貨を使って五、六百万吨も工業用ソーダ塩を輸入している、こういうようなものについても、まわりじゅうが海である日本において高度の製塩技術ができたわけですから、国内で自給する面というものはもつともっと飛躍的に拡大していくにいのじやないか。また、長い伝統のある塩田製塩といふ農耕的なものを一氣に切りかえていこうというかなりド拉斯ティックな法律の趣旨というものも、そういう展望を持つて初めてほんとうに効果があつたといえるだろうと思うのです。

ところで、当面というのは、大体五年くらいのところでイオン交換膜による製塩を九十万トンくらい、こういうことに予想しておるわけですか。

○北島説明員 これは、四十六年度から発足いたします新規企業についての当面の能力は一応九十万トン程度といつもりで許可いたしました。これがやはり年々技術の進歩によつて拡大されてまいる、こういうふうに考えております。これは五年後の目標ではございません。

○広瀬(秀)委員 現在イオン交換膜製塩法をやつてゐる企業の数は八つあるわけですね。この人たちいわば一種の既得権のようなものを持ってゐるのじやないかと思うのです。こういう八つの企業体があつて、塩業審議会の答申の中でも、今後少なくとも一企業の生産規模が十五万トンくらいにならないと国際塩価格のトン七千円というものは実現しないのではないか。そういうものを実現するためには、やはり生産規模は十五万トン以上にならなければいかぬということが答申されてゐるわけですね。十五万トンということに一企業の生産規模を誘導していけば、六企業あれば九十万吨といふものは達成されてしまうわけですね。この企業の数といふものは、今後いまの八企業にどんどんプラスしていく気持ちがあるのか。それ

交換膜におきましては、イオン交換膜でたいへん塙田より濃いかん水の塙水がとれるわけでござりますが、片方の捨てる側の海水はそれほど淡水化された海水にはならないところで、淡水化の問題におきましても、イオン交換膜の段階におきましても、まだ両方並び立たずという段階でござりますが、数年後にはこれも技術的においおい開発されて結びついてくるということとも考えられなないことではないのではないかというような指摘もござります。そういった点でございまして、具体的な構想を云々という点についてはお答えできるよう段階でございませんが、そういう研究なり、あるいは構想なり、民間における検討なりといふものが行なわれている段階でございまして、塙素審議会としては、そういうものをさらにつけて今後に期待したいといふことを述べたものといふように推察しております。

○広瀬(秀)委員 総裁、この塙業審議会もないへんスケールの大きいビジョンを出したわけですね。

しかしこれはなるほどそういうことにしていけば、海水の総合利用という問題それから発電との兼ね合わせによって、一大製塙化学コンビナートといふものができればたいへんかけつけなんだけれども、今までにもう八企業もあって、それが

それぞれのいい立地のところが始まっておるのであります。こういうようなものをこういう理想的な形態にしていく、これは可能性としてはあると思うのです。

十年くらいの間にコンビナートというようなものができる状況といふものについて、総裁はどのよ

うに見通されておりますか。

○北島説明員 私も、イオン交換膜製塙の技術の問題につきましていろいろ、学者あるいは工業技

術院などの方々の御意見も伺つたのですけれども、将来はこれは海水の総合利用、発電とのコン

ビナート、こういった方面に結びつけていかなければならぬ問題であります。しかしこれの実現にはやはり少なくともまだ十年はかかるだろうという

のが、どうも一致した意見のようでござります。十年ではまだ少しまずかしいのではないか、こういう意見も私は聞いております。

○広瀬(秀)委員 次に質問を移します。

技術革新によつて一大化学工業としての製塙法に転換をしていくという道が開かれたわけですけれども、こうなつてきますと、今までの塙の流通といふような面について、今までの専売制度のかたいワクの中でやつてきた流通機構といふものは、何かもう、いわゆる新しい酒は新しい皮袋に盛らなければならぬと同じように、生産の面でそういう変革が遂げられてきたという場合に、それに対応する流通面での改善といふ問題についてどのようにお考えになり、措置されようとしているのか、その点をお答えいただきたいと思いま

す。

○園部説明員 先生御指摘のよう、確かに生産

構造が画期的に変革をしてまいりますと、当然それに相応して流通なり何なりにも検討を加えなければならぬ問題であるかと思います。塙業審

議会の答申におきましても、審議を重ねてまいりましたけれども、大綱におきましては問題点の指

摘にとどまりまして、今後近代化企業が国際競争

力のある七千円へ向かつてこの五年間の経過があるわけですが、その期間に御指摘のよう

な流通関係についての検討を進めて具体化をはか

るべきであるといふ指摘でござりますので、私どもといたしましても、四十七年以降あるいは四十六年の終わりからも、こういった点について検討

を加えていかなければならないのではないか。

ただ一点、塙業審議会とともに、先ほどお話し

しましたように、イオン交換膜による技術は年々

あるいは半年ごとに変わるものでござりますが、買い上げるという以上に、同じ設備でコストが

安くなつて生産塙量がふえた場合、法案にござい

ますように、販売特例塙といふようなものを承認いたしまして、販売人を通じて消費者に四十七年

度以降流れる塙の流通形態の制度をつくつたの

が、どうも一致した意見のようでござります。

十年ではまだ少しまずかしいのではないか、こういう意見も私は聞いております。

○広瀬(秀)委員 流通機構の問題で、審議会の答申にもいわゆる一次卸といふものを新たに設け

ました組織化していかなければいけないじやないか

のか。その点をお答えいただきたいと思いま

す。

○園部説明員 確かに塙業審議会の答申におきま

して、一次卸といふ構想について触れておりますが、現在の段階でいまの元売りとどこに指摘して

あります一次卸とどういうふうに具体的に結びつけたらいいかといふ点については、まだ具体的な

内容にまで立ち至つておりません。たゞ先ほども申しまして販売特例塙につきましては、実際消費

者と産地との間にたいへん距離的に離れておると

いう点もござりますので、一次卸といふ機能ではございませんけれども、あえて一次卸といふのを創設するといふのではなくて、その産地の元売り

なりあるいは消費地の元売りなりといふ関係において、元売り人から元売り人に販売できるという

ものを置いた次第でござります。

○広瀬(秀)委員 イオン交換膜製塙でかなり大規模な工場ができる。そこから船である港へ着け

て、その近辺一帯の元売りに出そう。たとえばある東北の港に着けた。そこではそろ大きな元売

り、一気に船で何千トンというように積んできた

のを設けて、その近辺に今度は流していく、こう

ものを作りだす資金の調達力もないといふいう説も

新たに一次卸の能力のある、金融力のあるも

のを設けて、その近辺に今度は流していく、こう

ものを作りだす資金の調達力もないといふいう説も

も、基本的な考え方といつてしましては、先ほどい

る園部説明員のよう、今後どういうふうに

技術が進んでいくかといふ関係がござりますが、

この五年くらいの時間帯を過ぎた段階でもう一つ

さらに飛躍した設備なり技術といふものがあり得

るのではないかといふことも、絶対の確信といふ

わけではございませんが、今までの経験からそういう感じがございますので、今度の十五万トン規模のイオン交換膜の製塩設備につきましてはできるだけ早期に投下資本の回収をし、蓄積をして次の発展に備えをするというのも一つの趣旨になつております。先生等の御指摘の点につきましては、今後の推移を見て十分検討してまいりたい、かように思います。

○広瀬(秀)委員 次に質問を移します。

四十七年四月以降、今度の法律によつて、從来は専売公社が一手に収納する、それからまた売り渡しも専売公社が全部やるのを、今回の法律によつて、製塩業者が収納数量以上につくった場合には、食管制度の中における自主流通米のようないいに、直接公社を通さないで需要に応じて特定の企業などに塩を売つてもよろしい、こういう道を開いた。あるいはまだ、いままで禁止されておつた元売り人の間の売買といふものも認めた。こういうことを考えてみると、食管制度が自主流通米によつて大きく穴があいたと同じように、塩における専売制度といふものが実体的にくずれてきておる、こういうことにも考え方されるわけです。しかるものこの塩業審議会の答申も、最後のところで「近代化が達成された暁において、塩専売制度は廃止されるべきものと考へられる」こういふことがいわれておるわけです。この点について一体、将来近代化が達成された暁といふところでは、やはり塩専売制度を廃止すべきものと専売公社が特に慎重に検討すべきであるのかどうか。また、政府が特に慎重に検討しき、こうあるわけだけれども、大蔵省もそういう前提を置いて、これはもう条件さえ整えられた立場について御所見を伺いたい。

○國部説明員 先生御指摘のよう、塩業審議会の答申の最後に、近代化が達成された暁には専売制度は廃止すべきものと思ふけれども、塩の需給、価格の安定等について、政府において慎重に

検討せられたいということを結んでござります。いまの御指摘の販売特例塩は塩専売の一角がくずれたという感じではないかといふ御指摘でござりますけれども、塩専売制度は、御承知のように明治三十八年、日露戦争のときに戰費調達と財政収入として発足いたしております。御承知のようにて途中の段階において財政収入といふものを放棄したわけでござりますけれども、同時に大正七年の段階でソーダ工業用塩につきまして自己輸入を認めるということをやつております。これも塩専売制の時代に即応した適応のしかたではないか、かように考えますし、戦中、戦後におきましての若干の時間におきましては自給製塩制度といふようなことで、その時代に即応した塩の自給なり何なりの体制をとつたということだと、うふうに思つております。

今回の措置につきましても、こういつたイオン交換膜の技術の年々の進歩とその発展が阻害されないよう、また阻害しないことが国民経済全体の利益になるものでござりますので、こういう措置が考えられたわけでござります。したがいまして、塩専売の制度の機能を時代に応じて補完すべきものだ、こういう制度だといふうに私ども考えておりまます。

なお、塩の専売につきましては、先生御承知のように、消費者は、一般家庭から、生産財として多量に購入する大企業から、たいへん多様でござります。この多様な塩の需要者に対する、その需要に即応した安定した供給体制と価格の安定化といたしましては、先生御承知のよう、消費者が塩の事業が円滑に運営されることを私どもは願う立場にあります。この点について、専売を廃止すべきものと考へられるが、諸般の情勢を十分慎重に考慮してやるべきだといふわれているわけだが、政府のこの問題に対する見解とおいて、この答申をどのように考へられたか。そして、この答申をどのように考へられたか。それとも、それについて専売公社の總裁の立場において、この問題について、専売を廃止すべきものと考へられると、こういつておるのだから、これが一体どこにあるのか。これについて御両氏から所見を伺いたいと思ひます。

○北島説明員 たいへんむずかしい問題でござりますが、私はこう考へておるわけでござります。私はこう考へておるわけでござります。塩の専売制度といふものは国の大企業がお預かりしている、こういう立場にござります。したがいまして、私のほうからこれを廃止するかどうかといふことはあまり言ひませんが、私はこう考へておるわけでござります。

○中川政府委員 今回御提案申し上げておりますが、内容は、先ほど來お話をありましたように、非効率的な塩田からイオン交換膜へ、より近代化され

れるよう、米と塩といふものはまさに人間が生

きていく上にとつてなくてはならないものだ。そ

の塩の需給の安定、価格の安定については非常に大きなかつたといふ感覚ではあります。

ただ現状といたしましては、この専売制度があるがため

に、非常に非効率的な塩田製塩といふものをかか

え、一方においては非常に技術革新で、将来のあ

るイオン製塩といふものをかかえておる、こういつた予盾があつた。これを今度近代化いたしまして、大規模な近代化工業にしよう、こういうわ

けであります。これに伴つてやはり流通機構も

だんだんそれに伴つて直さなければなりませんで

しょうし、それから、これら近代化企業がその發

展を妨げられるような規制とか権力がもしからぬか、

ならば、やはりこれは政府としてもといった権力

ははずして、そうして自由な民間の創意を生かせ

るような組織にするのがいいのではないか、

こういうふうに考えます。ただし、その場合にや

はり一番心配されるのは、塩の需給はどうか、価

格はどうか、こういった問題であります。需給の

問題につきましては私はあまり心配いたしませ

ん。価格の問題はどうかといふと、これは非常に

大規模なイオン近代化製塩方式によれば、はるかに現在より低減するわけですが、これは

全体の傾向といつてしましては、もしさうでなかつた場合よりも価格はやはり安定するだろうといふ

ううには考へられます。現在のような製塩制度を

続けていくよりも確かに安定した価格になるの

じやないか、こう思われます。こういつた点、非

常にむずかしいのではござりますけれども、た

だ、もうすでに十数年前から各種の委員会や調査

会において、そのつと塩の専売制度を廃止すべし

と、こういう御意見があるということを私ども十分考へなければならぬことだと、こういつふうに

考へておるわけでござります。

よつて近代化していくと、いろいろ趣旨がねらいであります。御承知のように塩につきましては、先ほど広瀬委員御指摘のよう、昭和二十九年から値段も上がっておらない、安定的に供給をされてきた。そういう意味では非常にいい制度であったのですが、先ほど総裁からお話をありましたように、専売制度なるがゆえに非能率なところもありました。それを今回改正して近代化へ持つていくと、いかわけありますが、一方、近代化された暁には、長年ありました専売制度を廃止の方向でといふ審議会からの答申のあることも事実です。この近代化をはかった上さらに、長年消費者に迷惑をかけなかつた安定的な供給と、しかも値段が保証された上においてできる限り見通しがはつきめられた上においてできる限り見通しを出したい、

○廣瀬(秀)委員 この塩の専売制度の廃止といふことには、審議会がこんなことを出しました

けれども、これは国民生活に及ぼす影響といふのはやはり非常に大きなものがあるのではないかと見えますから、この点については色々の措置をとらないように、ほんとうに十分慎重な立場といふものを堅持されるように、国民の不安をかもする

ようなことにならないよう——専売公社も北島名總裁のもとに、大いに経営効率をあげ、またいわゆる公共企業体に伴う硬直的な運営といふことが非常に改善をされていると思いますので、そちら辺のところには、総裁、もつと自信を持つて、

軽々しく専売制度をはずすというようなことのないように要望をしておきたいと思います。

それから最後に、四十四年度に二十四億七千円でしたか、四十五年度で三十五億、こういう塩専売の面では赤字が出ておるわけですね。これは今度の一連の措置、近代化促進ということで生産体制が大きく変わっていくといふ中で、どういう

辺の見通しを伺つておき、それで終わりたいと思ひます。

○園部説明員 先ほど先生からもお話をありましたように、いま包装並塩トン一万二千五百円で買つておりますものを、包装並塩七千円に五十年段階で下げるといふことは、五千五百円下がることになります。五千五百円を九十万トンで考えますと約五十億といふことになります。現在の赤字が三十八億程度でございますので、五十年段階には赤字が解消して若干の黒字になる。ただ、この

五年間に運賃その他についての上昇があろうかとも考えられますので、五十年段階の黒字がどうなるかはまだはつきりしたことは申し上げかねます

けれども、四十九年から五十年の段階で赤字が解消する、かよう思つております。

○廣瀬(秀)委員 これ一問でやめますが、減価補

てん費であるとかあるいは退職金であるとか、あ

るいはまた施設の撤去費であるとか、こういう交付金ですね、これについては、それそれ長い歴史と伝統の中で苦闘をして日本の塩業を育ててきた

人たちでありますから、この法律が通り次第、なるべく早くそれぞれ事務処理を急いで、特に労働者

の退職金といふものがスムーズに末端まで渡されていくように、事務的な面でこたつかない

よう、この点を特に要望しまして、私の質問をこれで終ります。

○毛利委員長 関連質問を許します。藤井勝志君。

○藤井委員 ただいま広瀬委員から塩の専売制度の存廃論をめぐつて質問が出たわけであります

が、この問題はたいへん重大な問題で、もう長く

間国民生活に定着しております。世の中は、敗戦当時のことを考えるといへんな変わ

り方が現在われわれの周囲に出現をしておつて、

ような年次的な、これから四十六年度以降の措置によつてこの赤字といふものはいつになつたら

解消され、あるいは若干でも利益が生まれる——

国民大衆に犠牲を負わせるのではなくて、黒字が出るといふような体制に持つていけるのか、その

辺の見通しを伺つておき、それで終わりたいと思ひます。

○園部説明員 先ほど先生からもお話をありましたように、いま包装並塩トン一万二千五百円で

買つておりますものを、包装並塩七千円に五十年段階で下げるといふことは、五千五百円下がることになります。五千五百円を九十万トンで考えますと約五十億といふことになります。現在の赤字

が三十八億程度でございますので、五十年段階には赤字が解消して若干の黒字になる。ただ、この

五年間に運賃その他についての上昇があろうかとも考えられますので、五十年段階の黒字がどうなるかはまだはつきりしたことは申し上げかねます

けれども、四十九年から五十年の段階で赤字が解消する、かよう思つております。

○廣瀬(秀)委員 これ一問でやめますが、減価補

てん費であるとかあるいは退職金であるとか、あ

るいはまた施設の撤去費であるとか、こういう交

付金ですね、これについては、それそれ長い歴史と伝統の中で苦闘をして日本の塩業を育ててきた

人たちでありますから、この法律が通り次第、なるべく早くそれぞれ事務処理を急いで、特に労働者

の退職金といふものがスムーズに末端まで渡されていくように、事務的な面でこたつかない

よう、この点を特に要望しまして、私の質問をこれで終ります。

○毛利委員長 次回は、明二十五日本曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

質問を終わります。

○藤井委員 いま二つの理由からその考え方の背景の御説明がありましたが、それはなかなか

考え方、これはどういうところからそういう線が

出しているか。この場でひとつ総裁から、あるいは

大蔵省のほうからでもけつこうですが、イオン交換膜製塩法によって今度塩業の整備をやるという

この時点において、塩の専売制度そのものが議論

されるということについては私はまだ理解に苦しむ点がありますので、この機会にひとつ御答弁を願いたい、こう思います。

○大塚政府委員 先ほど総裁から、各種の調査会、審議会等で専売廃止の意見が出ているといふ

お話をございましたが、現在そういった調査会、

審議会で専売廃止ということをいつおります意

見を大別いたしますとおおよそ二つにならうかと

思います。

一つは、御承知のように現在の塩専売制度はい

わゆる公益専売といふうにいわれております

が、国内製塩が輸入塩に比較しましてコスト高で

もう一点は、いわゆる管理価格、物価政策上から

の問題で塩専売の廃止といふことがいわれている

よう、もつと消費者には安い塩が供給できる

あります。もつと消費者には安い塩が供給できる

よう、もう一点は、いわゆる管理価格、物価政策上から

の問題で塩専売の廃止といふことがいわれている

よう、もう一点

昭和四十六年四月七日印刷

昭和四十六年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A